

精神薄弱者(精神遅滞者)の利用する
グループホームの援助職員に関する研究

— 入居者の問題と援助職員の対応に焦点を当てて —

小 澤 温

①

論文題目

精神薄弱者（精神遅滞者）の利用する
グループホームの援助職員に関する研究

-入居者の問題と援助職員の対応に焦点を当てて-

氏名

小澤 温

目次

I	はじめに	
	1. 精神遅滞者福祉におけるグループホームの歩み	1
	2. グループホームの全国的な設立状況	2
	3. グループホーム制度の特徴	3
	4. グループホーム入居者, 援助職員, グループホーム支援体制の概況	4
	5. 研究の目的と意義	7
II	調査の対象と方法	
	1. 調査の対象	9
	2. 調査の方法	9
	3. 調査項目と調査票の分析方法	10
III	結果	
	1. 対象のグループホームの概要	11
	2. 補助制度によるグループホームの特徴	15
	3. グループホーム生活における入居者の問題と援助職員の対応	19
	4. 援助職員の身分および待遇に満足している群(満足群)、 不満足な群(不満足群)とその違いに関わる要因	30
IV	考察	
	1. グループホーム生活における入居者の問題と援助職員の対応 について	36
	2. 入居者の問題に対して援助職員を中心に対応しているグループホ ーム(グループホーム内対応群)とグループホーム外の社会資源 を中心に対応しているグループホーム(グループホーム外対応群) との違いを規定している要因について	40
	3. 援助職員の身分および待遇の満足群と不満足群とその違いを規定 している要因について	43
	4. 補助制度の違いによるグループホームにおける入居者の問題 への対応、および、援助職員の身分、待遇の満足度への影響 について	44
V	結語	47
	謝辞	50
	文献	51

I. はじめに

1. 精神遅滞者福祉におけるグループホームの歩み

近年、スウェーデン、アメリカにおいては、精神薄弱者（精神薄弱者福祉法で、精神薄弱者という用語が使用されているが、本論文では、近年の学会の動向をふまえて、精神遅滞者と呼ぶことにする）の生活の質の向上および人権保障のために大規模な収容施設のケア（サービス）からグループホームなどの小規模な住居でのケア（サービス）へ施策の重点を移行させてきている⁽¹⁾⁻⁽¹⁰⁾。

スウェーデンでは、20世紀の初頭まで、精神遅滞者への対策は、規模の大きな施設に入所させる政策が中心であったが、3回にわたる精神遅滞者の福祉法（援護法）の改訂によって、ノーマライゼーションの理念に基づいた制度を作り上げてきた。特に、1986年の新援護法(NYA OMSORGLAGEN)⁽¹¹⁾では、精神遅滞者の地域での生活を保障するために、規模の大きな入所施設への新たな入所者数をゼロにし、代わりに地域の小規模な住居（グループホーム）に障害のレベルに対応して住ませることを制度として定めた。

アメリカでは、19世紀の終わりから、慈善組織協会を中心とした地域の（障害児を含めた）児童への活動によって、都市の貧困者の中に精神遅滞者および精神障害者が多くみられることが知られていた⁽¹²⁾。この状況に、精神遅滞者を社会から隔離して保護する思想、そして、後には、障害児教育の立場から施設の中で生活の訓練をさせる思想が加わり、施設設立が進められていった⁽¹³⁾。1900年代は、障害者施設の設立が州によって強力に進められていった時代であった。この傾向は、1960年代に至るまで一貫していたが、60年代では、公民権運動、ノーマライゼイシヨ

ンの思想などの影響によって、障害者を施設に隔離しておくことそれ自体に大きな批判が向けられていった⁽¹⁴⁾⁻⁽¹⁶⁾。このときからアメリカの障害者の福祉施策は、地域での生活を意識したものに大きく変わっていった。この脱施設化の展開は、60年代を通して、政策として進められたが、この後、施設退所者の地域生活が困難になり、再び施設に戻るケースが増加し、単に障害者を地域に戻すだけでなく、地域福祉サービス、コミュニティケアの重要性が認識されていった⁽¹⁷⁾⁻⁽¹⁹⁾。

わが国では、1960年に、精神薄弱者福祉法が成立し、60年代のはじめから施設の設立が進展し、現在に至るまで増加している。このことは、スウェーデン、アメリカに比べて、わが国の施設づくりの歴史が浅く、施設の充実がいまなお障害者福祉の中心的な課題であること、施設の規模がこれらの国に比べて小さく、大規模収容の施設の弊害が顕著でないこと、が考えられる^{(20)・(21)}。

しかし、このような違いはあるが、わが国でも、アメリカやスウェーデンと同様に、施設と別に地域で生活する小規模な住居に住む形態が、80年代から徐々に増えていった。そして、国の精神遅滞者のグループホームへの援助制度として、89年4月より「精神薄弱者地域生活援助事業」の名称で制度化された⁽²²⁾。

2. グループホームの全国的な設立状況

日本における精神遅滞者の小規模住居（おおむね4、5人で居住し、世話人と呼ばれる援助職員を置き、戸建て住宅を借りて居住する形態もあれば、集合住宅を借りて居住する形態もある。以下、グループホームとする）の設立の動向を示した（図1）。このグラフでは、70年代後半からグループホームが増加し、89年から増加に拍車がかかってきたこと

が示されている。

70年代後半のグループホーム設立の背景には、親の会をはじめとした各種障害者関係団体の地域生活を重視した運動がグループホーム設立に重要な役割を果たしたこと、これらのグループホーム実践の中でいくつかの自治体が補助制度を設立していったこと（表1）、そして、制度化がさらに新たなグループホームの設立を容易にしたことが考えられた。

89年には、国が精神遅滞者のグループホームへの補助を制度化し、この補助制度は全国の全ての都道府県に及ぶことになった。このことが精神遅滞者のグループホームの設立をより促進したと思われる。そして、この制度化は、単にグループホームの設立を促進しただけでなく、障害者福祉施策の中で、精神遅滞者の在宅サービスの位置づけを明確にした点で重要な意味をもっていた⁽²³⁾。

3. グループホーム制度の特徴

現在、グループホームは、国の補助制度による運営と自治体の補助制度による運営の2つに大きく分けられ、自治体の補助制度は36カ所の自治体（表1）で存在している。自治体間の補助制度の違いは主にグループホームに対する補助金額と補助金の給付形式であり、共通点は、グループホームの設置・運営主体に多様な形態をみとめていることである。ここで、国の補助制度の特徴と地方自治体の補助制度の特徴について簡単に表2にまとめた。

表2に示したように、国の補助制度では、グループホームの設置・運営主体は、地方公共団体および社会福祉法人に限定されているのに対し、自治体の補助制度では、これらの団体の設立に加えて、親の会などの障害者福祉に関わる団体も認めている点で幅広いといえる。また、入居者

(制度利用対象者)では、国の補助制度は、就労者、就労予定者であるのに対し、自治体の補助制度は、共同作業所、通所授産施設に通っている者も対象者にしている点で幅広いといえる。定員、援助職員に関しては、国の補助制度、自治体の補助制度ともほぼ同じ内容である。

また、国の補助制度には、グループホームを支えるバックアップ施設が存在が義務づけられており⁽²⁴⁾、グループホームを支えるために、具体的には、グループホーム運営全般への把握、入居者、世話人の事故、病気などの緊急事への対応、援助職員に対する指導をその役割としている。自治体の制度では、バックアップ施設存在の義務づけは、国の補助制度ほど明確になっていない。

4. グループホーム入居者、援助職員、グループホーム支援体制の概況

(1)入居者の概況

グループホーム入居者では、国の補助制度では、就労し、共同生活が可能なることを前提としているのに対し、自治体の補助制度では、必ずしも就労を前提としていない点が異なっている。いくつかの事例の報告⁽²⁵⁾⁻⁽²⁹⁾によれば、国の補助制度で運営しているグループホームでは、入所型の施設の職員が入所者の職場を見つけ、その後で、施設を退所し、グループホームに移行していく場合がかなり報告されていた。これに対し、自治体の補助制度のグループホームでは、通所型の施設(作業所など)が、通所者の生活の場としてのグループホームを設立している場合だけでなく、通所者で共同生活が困難と思われる障害の重い者に対しての生活訓練の場としてのグループホームもあり、その結果、グループホームには多様な障害の程度の入居者のいることが報告されている⁽²⁵⁾⁻⁽²⁹⁾。

入居者は、昼間は職場や通所施設に通っており、グループホームは、朝と夜、休日を過ごす場として機能していることも報告にみられた⁽²⁵⁾ - (29)。さらに、入居者の感想として、それまで生活していた入所の施設に比べて、「食事がおいしい」、「自由な時間が持て、好きなことができる」といった評価がみられる一方で、入居者同士の喧嘩、トラブル、職場、通所先での人間関係のつまずきといった問題も報告されている⁽²⁵⁾ - (29)。

(2) 援助職員の概況

グループホームの援助職員は、制度的には、資格、性別、年齢は問われないうえで、援助内容が家事援助を中心なので、女性の割合が高く、福祉施設職員経験者よりも、家庭の主婦を中心として、さまざまな経歴の人が援助職員になっている状況がみられる⁽³⁰⁾、⁽³¹⁾。

身分に関しては、グループホームを運営している社会福祉法人の職員として待遇されている者、グループホームを運営している社会福祉法人から援助業務を委託されている者、グループホームを運営している法人や団体から臨時に雇用されている者の3つに分けられる。このうち援助業務を委託されている場合、臨時に雇用されている場合の身分の不安定さも問題として指摘されている⁽³⁰⁾、⁽³¹⁾。

援助職員の給与水準は、89年で、国の補助制度では月17万円であり、国の補助制度よりも水準の高い自治体は、横浜市、川崎市の月26.4万円、国の補助制度よりも水準の低い自治体は、北海道の月7.7万円であり、その他、グループホーム制度の存在している自治体の補助水準は、ほぼ国の補助水準なみであった⁽²⁰⁾。この国の補助制度での給与水準は、従来の福祉施設の職員の給与水準からみてかなり低いことも指摘されている

(30)・(31)。

勤務形態は、先の実践報告^{(25)・(29)}によれば、援助職員が入居者と同居して、入居者の日常的な世話をしている場合もあれば、時間を決めて、援助職員がグループホームに通い、夕食作りを中心に援助業務を行う場合もみられる。また、家庭の主婦であった者がグループホームの援助職員として入居者と同居し、日常的な世話をしている場合には、入居者の行動に振り回されて困難を感じている状況もみられる。

(3) グループホーム支援体制の概況

グループホームの入居者を直接援助をするのは援助職員の役割であるが、援助職員の業務は制度では家事援助を中心に規定されており、障害者と接する上で専門的な対応が必要なときは、グループホーム外の専門職員の援助、相談活動の体制が重要であり、この体制は、グループホーム支援体制と呼ばれている⁽²⁰⁾。

グループホーム支援体制は、国の補助制度では、バックアップ施設という名で、特に援助職員に対しての相談活動、専門的な指導などの支援を行う施設を規定している。自治体の補助制度では必ずしもそのような施設を規定していない。実践事例を基にした研究⁽²⁰⁾によれば、バックアップ施設になっているのは、グループホームを設立するさいに、母体となった施設（これは主に入居者が以前入所していた施設や入居者が現在通っている通所施設の場合が多い）になる場合が多いことが指摘されている。また、実践報告^{(32)・(33)}によれば、バックアップ施設の存在していないグループホームでは、入居者の問題に援助職員だけで対応しなければならず、その対応に苦慮している状況が指摘されているが、バックアップ施設の存在しているグループホームでも援助職員を支える要員

がバックアップ施設に確保されておらず、入居者の問題に直面しても、専門的な指導を受ける機会がなかったり、相談する相手がいなかったりする状況も指摘されている。

5. 研究の目的と意義

「4. グループホームの入居者、援助職員、グループホーム支援体制の概況」で示したように、国の補助制度で運営しているグループホームと自治体の補助制度で運営しているグループホームとでは、入居者、援助職員、グループホームの支援体制で違いがみられることが考えられる。

国の補助制度で運営しているグループホームでは、入居者は、就労を前提としているために、障害の程度では、軽度、中度が多く、生活上のトラブル、問題は、少ないことが予想される。また、生活上のトラブル、問題が生じて、援助職員で対応しきれない部分は、バックアップ施設が対応するために、グループホーム外の社会資源による対応が多いと思われる。援助職員の入居者が起こす生活上のトラブル、問題への対応の負担が軽い分、身分、待遇への満足度は高いと思われる。

自治体の補助制度で運営しているグループホームでは、入居者は就労を前提としていないために、障害の程度では、中度、重度が多く、生活上のトラブル、問題は、多いことが予想される。また、生活上のトラブル、問題が生じて、援助職員での対応が中心となる。従って、グループホーム内の援助職員を中心とした対応が多いと思われる。しかし、援助職員で対応できない入居者の生活上のトラブル、問題に対して、何らかの援助体制は、必要であり、通所の作業所、親の会などの団体が、グループホームのバックアップの役割を担う場合が多いと思われる。援助職員の入居者が起こす生活上のトラブル、問題への対応の負担が多い分、

身分、待遇への満足度は低いと思われる。

このような違いに加えて、国の補助制度による運営のグループホームでは、入所施設が、入所者を地域に居住させるために設立している状況がみられ、一方、自治体の補助制度による運営のグループホームでは、通所の作業所、親の会が、作業所通所者や親の会のメンバーの子供を自宅から出て地域に居住させるために設立している場合が、いくつかの実践報告からみられる。そして、今後のグループホームの展開では、通所施設や通所作業所の急激な増加、あるいは、精神遅滞者が地域で自立的な生活を営ませることを意識した親の会を中心とした運動の高まりなどから、在宅障害者が自宅から出て、グループホームへ移行していく状況の増加していくことが考えられる。従って、自治体の補助制度で運営しているグループホームの支援のあり方を考えることは重要である。

しかし、この補助制度の違いに焦点を当てて、グループホームの調査データを基に実証的に、検討した研究はいまのところほとんどみられない。そこで、本研究では以下の3点を明らかにし、補助制度の違いがグループホームの実践に与える影響を考察しようとした。

- ① 援助職員が入居者の問題にどのように対応しているか。
- ② ①で明らかにされた対応を援助職員を中心に対応している群（グループホーム内対応群）とグループホーム外の社会資源を中心に対応している群（グループホーム外対応群）とその違いを規定している要因。
- ③ 援助職員の身分および待遇に満足している群（満足群）、不満足な群（不満足群）とその違いを規定している要因。

II. 調査の対象と方法

1. 調査の対象

対象のグループホームは、全日本精神薄弱者育成会の全国大会資料（90年8月）⁽³⁴⁾のグループホームの名簿によって把握した。全国に515カ所、存在していた。これに、われわれが独自に把握していた2カ所を加えて、517カ所となった。

2. 調査の方法

把握された517カ所のグループホームに対し、郵送法による質問紙調査を実施した。調査は、おもに主たる援助職員に記入してもらい郵送によって返送してもらう方式で行った。調査は90年9月から11月にかけて実施された。分析に用いた調査票の質問項目は、巻末に付けた（資料1）。

回収された調査票は284票（回収率54.9%）、このうち1票は未記入が多く、分析から外した。従って、有効回答は、283票（54.7%）であった。

さらに、回答したグループホームのうち、「国の補助制度による運営」、「自治体の補助制度による運営」、「制度とは関係のない独自の運営」といった多様な形態によるグループホームが存在している大都市部（東京都、川崎市）の37カ所を対象にして、援助職員の援助内容、援助上困っていることを把握するために、訪問し、援助職員へ面接調査を実施し、事例的な分析もあわせて行った。37カ所の地域別の内訳は、東京都28カ所、川崎市9カ所である。

3. 調査項目と調査票の分析

郵送調査に用いた調査票の調査項目は、1. グループホームの運営主体、補助制度、2. 建物の形態、所有者、3. 入居者の状況、4. 援助職員の状況、5. 入居者の問題とその解決方法、6. 援助職員の身分、待遇への意見、7. グループホームと地域との関係、である。本研究では、このうち、1. グループホームの運営主体、補助制度、3. 入居者の状況、4. 援助職員の状況、5. 入居者の問題とその解決方法、6. 援助職員の身分、待遇への意見、につき、分析を試みた。

グループホームの援助職員へ面接した調査の項目は、1. グループホームの運営主体、補助制度、2. グループホームの支援体制、3. 入居者の状況、4. 援助職員の状況、5. 入居者への援助場面、6. 援助職員の援助の際の対応、である。

調査票の分析は、多変量解析用の統計解析ソフトHALBAUと名古屋大学計算機センターSPSSXを用いた。

III. 結果

1. 対象グループホームの概要

(1) グループホームの補助制度と運営主体

国の補助制度による運営のグループホーム（以下、「国のグループホーム」とする）118カ所（41.7%）、自治体の補助制度による運営のグループホーム（以下、「自治体のグループホーム」とする）142カ所（50.2%）、補助制度とは無関係に独自の運営のグループホーム（以下、「独自のグループホーム」とする）21カ所（7.4%）、不明2カ所（0.7%）、であった。

この補助制度とグループホーム運営主体との関係は、「国のグループホーム」では、施設を運営している社会福祉法人が105カ所（88.9%）、「自治体のグループホーム」では、施設を運営している社会福祉法人が72カ所（50.7%）、「独自のグループホーム」では、施設を運営している社会福祉法人が4カ所（19.0%）であった（表3）。「国のグループホーム」に比べて、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」は、社会福祉法人以外の多様な運営形態がみられた。このことは、国の補助制度が、グループホームの設立・運営主体を地方公共団体および社会福祉法人に限定していること、自治体の補助制度がグループホームの設置・運営主体を幅広い対象としていたこと、の制度上の違いを実態としても反映していたことを示している。

(2) 補助制度別のグループホームの設立年

「国のグループホーム」では、89年からの設立が多くなっている（図2）。これは、国の補助制度が89年にできたので当然ではあるが、89年以前に設立されているものは、自治体の補助制度や補助を受けずに独自

で運営されていたものが、89年からは国の補助制度の適用を受けたものとして考えられる。

「自治体のグループホーム」では、80年から徐々に増加している（図2）。各地の自治体の補助制度の設立が進んだ70年代後半から増えてきている。

「独自のグループホーム」では、自治体や国でグループホームの補助制度が制度化される以前の70年代前半の非常に早期から設立されてきているが、制度による補助を受けずに、自主的に運営しているために、89年以降の増加傾向は、「国のグループホーム」や「自治体のグループホーム」に比べて、横ばいになってきている（図2）。

(3) グループホーム入居者の特徴

グループホームの入居者の人数は、4人が全体の51.6%を占めており、ついで、6～9人が19.4%と多かった（表4）。

入居者の性別は、グループホーム別にみると、男性のみのホーム47.8%、女性のみのホーム20.1%、男性と女性の混合32.0%であり、男性のみのホームが全体の半数近くを占めていた（表4）。

入居者の年齢構成は、30歳代が44.3%を占めており、20歳代と40歳代以上の割合はほぼ同じであった（表4）。入居者の最年少年齢16歳、最高年齢65歳であった。

入居者の障害の程度は、療育手帳の判定により、軽度、中度、重度を把握し、主たる援助職員に記入してもらった。なお、療育手帳のない者は軽度とした。療育手帳の判定はIQレベルでみると、おおむね、重度とはIQ35以下、中度とはIQ36-51、軽度とはIQ52-67である⁽³⁵⁾。入居者の障害の程度をグループホーム別にみると、軽度者のみのグルー

ブホームと中度者と軽度者の混合のグループホームが全体の64.2%をしめていたが、重度者の存在しているグループホームも33.8%を占めていた(表4)。

身体障害者の有無では、身体障害者のいるグループホームは、24.5%で、いないグループホームは、75.5%であった(表4)。

精神障害者の有無では、(精神遅滞を伴わない精神分裂症を中心とした)精神障害者のいるグループホームは、28.6%で、いないグループホームは、71.3%であった(表4)。

このように身体障害者や精神障害者が精神遅滞者のグループホームの中に存在している理由には、調査時点では、身体障害者、精神障害者を対象としたグループホームに対する国の補助制度は存在せず⁽³⁴⁾、身体障害者で9カ所の自治体、精神障害者で9カ所の自治体でしか補助制度は存在しておらず⁽³⁶⁾、⁽³⁷⁾、精神遅滞を伴わない身体障害者や精神障害者も精神遅滞者を中心としたグループホームに入居せざるえない現状があることが考えられた。

グループホーム入居直前の住居では、入居者全員が、入所施設あるいは通動寮のホームがほぼ半数を占めていた(表4)。

入居者の昼間の活動では、全員が一般就労のグループホームが多かったが、全員が作業所、授産施設に通っている福祉就労者であるグループホームも20.5%を占めていた(表4)。

(4) グループホーム援助職員の特徴

1 グループホームあたりの援助職員の人数は、1人が81.0%で、2人以上の複数の援助職員を配置しているグループホームは少なかった(表5)。

援助職員の性別は、283カ所のグループホームの援助職員総数335名で

は、女性が273名(81.5%)、男性が62名(18.5%)であった。

主たる援助職員の年齢構成は、60歳以上が最も多く、ついで30歳代、40歳代が多かった(表5)。援助職員の最年少年齢20歳、最高年齢72歳であった。

援助職員の補助要員(援助職員の入居者への援助を部分的に手伝う要員)では、「いる」グループホームが全体の60.2%を占めていた(表5)。

援助職員の休日、緊急時の代替要員では、「いない」グループホームが全体の40%近くを占めている(表5)が、制度的にはこの代替要員は置かなくてはいけないので、「いない」割合が全体の40%を占めていることは、問題であると思われた。

入居者との同居、別居では、同居の方がやや多かった(表5)。援助職員の前職では、不明が多かったが、それを除くと、福祉施設職員、関係者が多かった(表5)。

援助職員の身分に関しては、法人、施設などの正規職員と法人、施設からの委託業務の割合がほぼ等しかったが、パートタイムや臨時職員といった身分の不安定な雇用の形態も20.3%みられた(表5)。

勤務時間では、「決まっていない」が59.2%と多く、休日では、「決まっている」が多かったが、「決まっていない」も38.1%みられた(表5)。勤務時間についての意見では、「決めたほうがよいが、実際には決められない」という意見が全体の57.8%を占めていた(表5)。

月の給与に関しては、10万円未満、10万円以上～15万円未満があわせて全体の70%以上を占めており、給与の水準は、全体として低い状況が示された(表5)。

家事援助は、食事作り、食料品の買物、掃除、洗濯、金銭管理の5項目でとった。これらのうち、3項目で援助をしている場合が最も多かつ

た(表5)。

以上をまとめると、援助職員では、女性、60歳以上の高年齢者、福祉施設職員の経験者が多くみられた。そして、女性や60歳以上の高年齢者が多いことは、パートタイムや臨時職員などの不安定な雇用形態を生み出す背景となっていることが考えられた。

(5) グループホームの運営の特徴

運営に関してのグループホーム運営主体内部での話し合いの頻度は、月1～3回のホームが最も多かった(表6)。

運営主体を越えて広がっているグループホームの連絡、交流組織では、「ない」が全体の70%以上を占めているが、その中で、連絡、交流組織の必要性を感じているグループホームは、86.7%を占めていた(表6)。

援助職員の相談相手は、「いる」が全体の96.2%を占めており、このうちグループホーム運営法人の施設関係者に相談相手が「いる」としているものは、84.9%を占めていた(表6)。

2. 補助制度によるグループホームの特徴

ここでは、入居者、援助職員、実際のグループホームの運営の3点につき、調査結果を通して、補助制度による違いを示した。

(1) グループホームの入居者について

①1ホームあたりの入居者の人数、⑥精神障害者(ここでは、精神遅滞を伴わない精神分裂病を中心とした障害者を精神障害者とした)の有無、⑧入居者の昼間の仕事・活動、の項目で有意差がみられた(表7)。

「入居者の人数」では、「国のグループホーム」では4人に集中して

いるのに対し、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、1～9人に至るまで幅広く分布していた。

「精神障害者の有無」では、「自治体のグループホーム」で「精神障害者のいる」割合が高くなっていた。

「入居者の昼間の仕事・活動」では、「国のグループホーム」、および、「独自のグループホーム」は一般就労者が多く、「自治体のグループホーム」は福祉就労者が多かった。

以上の結果から、「国のグループホーム」では、4人の規模のグループホームが多く、正規就労者やパートを含めた就労者が多い点では補助制度の基準と実際のグループホームとがかなり一致している状況がみられた。「自治体のグループホーム」では、入居者人数の幅広さ、精神障害者のいるグループホームの多いこと、福祉就労者の多いことなどで、「国のグループホーム」とは異なっていた。「独自のグループホーム」では、1グループホームあたりの入居者人数が幅広く、分布していることを除いては、「国のグループホーム」の状況に近かった。

(2) グループホームの援助職員について

②援助職員の年齢構成、③援助職員の仕事を部分的に手伝える人（補助要員）の有無および必要性、④援助職員の病気・休日などの代替要員の有無および必要性、⑤援助職員が入居者と同居しているか、別居しているか、⑦援助職員の身分、⑧休日の有無、⑩勤務時間に関する意見、⑪月の給与水準、の項目で補助制度による有意差がみられた（表7）。

「補助要員の有無」では、「補助要員のいる」としている割合は、「自治体のグループホーム」でやや低かった。また、「補助要員のいない」と回答した中で、「補助要員の必要性を感じる」としている割合は、

「国のグループホーム」で低く、「自治体のグループホーム」で高かった。

「代替要員の有無」では、「代替要員のいる」としている割合は、「国のグループホーム」が高く、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」で低かった。

「援助職員の年齢構成」では、「国のグループホーム」と「自治体のグループホーム」とでは、ほとんど分布に差がみられなかったが、60歳以上の援助職員の割合をみると、「独自のグループホーム」で非常に高い割合を示していた。

「援助職員が入居者と同居しているか、別居しているか」では、同居の割合は、同居の割合が「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」で高く、「国のグループホーム」で低かった。

「援助職員の身分」では、グループホームを運営している社会福祉法人および社会福祉施設の正規職員の割合は、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」に比べて、「国のグループホーム」は低く、逆に、社会福祉法人および社会福祉施設から業務を委託されている（業務委託）の割合は、「国のグループホーム」と「独自のグループホーム」で高く、「自治体のグループホーム」で低かった。

「援助職員の勤務時間に関する意見」では、「決める方がよいが実際には決められない」という回答の割合は、「自治体のグループホーム」で、「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」に比べて高かった。逆に、「決めないほうがよい」との回答の割合は、「自治体のグループホーム」で低かった。

「援助職員の月の給与」では、「国のグループホーム」は、10万円以上～15万円未満の割合が高く、20万円以上はほとんどなかった。「自治

体のグループホーム」では、10万円以上～15万円未満の割合が高く、20万円以上もかなりみられた。「独自のグループホーム」では、「国のグループホーム」、「自治体のグループホーム」に比べて低い水準であった。

以上の結果から、「国のグループホーム」では、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」に比べて、補助要員、代替要員の有無では、「国のグループホーム」で、「いる」割合が高かった。このことから、「国のグループホーム」では、1人の援助職員に、補助要員、代替要員を確保して対応しているのに対し、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、補助要員、代替要員のいない状況を援助職員を複数にして対応している状況が示された。また、職員の身分は、「国のグループホーム」では、援助職員への委託業務が多く、「自治体のグループホーム」では、グループホームを運営している社会福祉法人および社会福祉施設の職員が多く、月の給与も「自治体のグループホーム」では、20万円以上の割合が高くなっている。また、同居の割合は、「自治体のグループホーム」の方が「国のグループホーム」に比べて高くなっている。従って、給与水準的には、「自治体のグループホーム」の方が高い水準であるが、勤務形態は、「自治体のグループホーム」は同居の割合が高く、援助職員の時間的な拘束が強いこと、逆に、「国のグループホーム」の方が別居の割合が高く、援助職員の時間的な拘束が少ないことが示された。

(3) グループホームの運営について

① 運営主体内部での話し合いの頻度、② 運営主体をこえて広がっている援助職員やグループホームの連絡・交流組織の有無、③ 援助職員の相談

相手の有無、の項目で補助制度による有意差がみられた(表7)。

「運営主体の内部での話合いの頻度」では、「国のグループホーム」では、月1～3回の割合が高く、「自治体のグループホーム」では、「なし」の割合が高く、「独自のグループホーム」でも、「なし」の割合が高かった。

「運営主体をこえて広がっている援助職員やグループホームの連絡・交流組織の有無」では、「連絡・交流組織のある」の割合は、「自治体のグループホーム」で高かった。

「援助職員の相談相手の有無」では、「相談相手のいる」の割合は、「独自のグループホーム」でかなり低かった。

以上の結果から、「国のグループホーム」では、「運営主体内部での話合いの頻度」は、「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」に比べて高かったが、「運営主体を越えて広がっている連絡・交流組織」の「ある」割合は、「自治体のグループホーム」に比べて低かった。従って、「国のグループホーム」は、運営主体の内部の取り組みが中心であり、グループホームをこえて連絡交流をする取り組みは少ない状況が示された。

3. グループホーム生活における入居者の問題と援助職員の対応

(1) グループホーム生活における入居者の問題

入居者の問題に関しては、これまでの実践報告^{(25) - (29)}をもとに、「入居者が職場、通所施設で問題を起こすことがありますか」、「入居者の一時的な状態の悪化(発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など)で一時的にグループホーム生活が困難になったことがありますか」、

「入居者同士のトラブルで困ることがありますか」、の3つの設問を設定した。

この3つの設問によってとらえた入居者の問題は、「職場、通所施設での問題」が最も多く、次いで、「入居者同士のトラブル」が多く、「入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など）」は他の項目と比べて少なかったが、半数以上のグループホームでこれらの問題を経験していることが示された（表8）。

つぎに、これら3つの設問で把握した入居者の問題の有無と各項目の関連を表9に示した。

「職場、通所施設での問題」の有無では、「家事援助項目数」、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織の有無および必要性」で有意差がみられた。家事援助項目数は、多くなる程、問題の「ある」割合が低くなり、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織のあるグループホーム」、あるいは、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織はないが、その必要性を感じているグループホーム」で、「職場、通所施設での問題」の「ある」割合が高く、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織はなく、その必要性も感じていないグループホーム」で、問題の「ある」割合が低かった。

「入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など）」の有無では、「補助制度」、「1ホームあたりの入居者の人数」、「入居者の性別」、「精神障害者の有無」、「ホーム入居直前の住居」、「入居者の昼間の活動」、「休日、緊急時の代替要員の有無」、の項目で有意差がみられた。

「補助制度」では、「一時的な状態の悪化」の「ある」割合は、「自治体のグループホーム」で高く、「国のグループホーム」で低かった。

「1 ホームあたりの入居者の人数」、「精神障害者の有無」、「入居者の昼間の活動」、「休日、緊急時の代替要員の有無」、の項目は「補助制度」との関連がみられる(表7)ので、「補助制度」別に、「入居者の一時的な状態の悪化」との関連をみると、「国のグループホーム」において、「精神障害者の有無」、「グループホーム入居直前の住居」の項目で有意差がみられた。

「精神障害者の有無」では、「国のグループホーム」で、「一時的な状態の悪化」の「ある」割合は、「精神障害者のいるグループホーム」の方が「入居者の一時的な状態の悪化」の「ある」グループホームの割合が高かった(「精神障害者のいるグループホーム」(56.5%)、「精神障害者のいないグループホーム」(31.1%)、 $df=1$, $\chi^2=4.0762$ (t_{1-7} の補正), $p<0.05$)。「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「グループホーム入居直前の住居」では、「国のグループホーム」で、「一時的な状態の悪化」の「ある」割合は、「全員自宅からのグループホーム」で入居者の「一時的な状態の悪化」の「ある」グループホームの割合が高かった(「全員入所施設からのグループホーム」(29.0%)、「全員自宅からのグループホーム」(58.8%)、「入所施設、自宅混合のグループホーム」(40.0%)、 $df=2$, $\chi^2=5.303$, $p<0.05$)。「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「入居者同士のトラブル」の有無では、「1 グループホームあたりの入居者の人数」、「入居者の性別」、の項目で有意差がみられた。

「1 グループホームあたりの入居者の人数」では、「入居者同士のトラブル」の「ある」割合は、入居者の人数が6人以上になると、「入居

者同士のトラブル」の「ある」割合は高くなっていた。

「入居者の性別」では、「入居者同士のトラブル」の「ある」割合は、「女性のためのグループホーム」で「入居者同士のトラブル」の「ある」割合は高かった。

(2)入居者の問題への対応とその類型化

入居者の問題への援助職員の対応については、表10に示した。「職場、通所施設での問題」、「入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など）」、「入居者同士のトラブル」への対応は、それぞれ項目ごとに、「グループホーム内対応」、「グループホーム外対応」の2群に分けた。このうち、2つ以上の項目で、「グループホーム内対応」をしているものを「グループホーム内対応群」とし、同様に、2つ以上の項目で、「グループホーム外対応」をしているものを「グループホーム外対応群」とした。そして、1つの項目でも、「グループホーム内対応」、「グループホーム外対応」しているものは、含まなかった。「グループホーム内対応群」は36カ所、「グループホーム外対応群」は62カ所となった。

「職場、通所施設での問題」では、問題の「ある」グループホームのうち、「グループホーム内対応」(26.0%)、「グループホーム外対応」(73.1%)、その他(0.9%)であった。

「入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など）」では、悪化の「ある」グループホームのうち、「グループホーム内対応」(47.5%)、「グループホーム外対応」(39.6%)、その他(12.9%)であった。

「入居者同士のトラブル」では、トラブルの「ある」グループホーム

のうち、「グループホーム内対応」(57.0%)、「グループホーム外対応」(43.0%)であった。

つぎに、この3つの入居者の問題への対応のパターンを整理したものを表11に示した。

(3)入居者の問題への対応パターン(「グループホーム内対応群」と「グループホーム外対応群」)の比較とその違いにかかわる要因

入居者の問題への対応パターン(「グループホーム内対応群」と「グループホーム外対応群」)とでは、以下の各項目で有意差がみられた(表12)。

入居者の特徴に関する項目では、「1グループホームあたりの入居者人数」(4,5人の場合、グループホーム外対応群の割合が高い)、「性別」(男女混合利用の場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「平均年齢」(30-39歳の場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「障害の程度」(重度者のいる場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「グループホーム入居直前の住居」(全員自宅からの場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「昼間の活動」(全員福祉就労の場合、グループホーム内対応群の割合が高い)。

援助職員の特徴に関する項目では、「1グループホームあたりの援助職員人数」(1人の場合、グループホーム外対応群の割合が高い)、「援助職員の補助要員の有無」(補助要員がなく、その必要性を感じている場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「休日、緊急時の代替要員」(補助要員がなく、その必要性を感じている場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「入居者との同居、別居」(同居の場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「前職」(施設関係者の

場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「勤務時間」(決まっている場合、グループホーム外対応群の割合が高い)、「休日」(決まっている場合、グループホーム外対応群の割合が高い)、「家事援助項目数」(家事援助項目数が5(すべての家事を援助)の場合、グループホーム内対応群の割合が高い)。

グループホームの運営の特徴に関する項目では、「グループホーム補助制度」(国のグループホームの場合、グループホーム外対応群の割合が高い)、「運営に関する運営主体内部での話合いの頻度」(月4回以上の場合、グループホーム外対応群の割合が高く、まったくない場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織の有無」(なく、その必要性も感じない場合、グループホーム内対応群の割合が高い)、「援助職員の相談相手」(ある場合、グループホーム外対応群の割合が高い)。

「補助制度」では、「国のグループホーム」で、「グループホーム外対応群」の割合が高かった。

「1グループホームあたりの入居者人数」、「昼間の活動」、「休日、緊急時の代替要員」、「入居者との同居、別居」、「休日」、「運営に関する運営主体内部での話合いの頻度」、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織の有無」、「援助職員の相談相手」の項目は、「補助制度」との関連がみられる(表7)ので、補助制度別に、「グループホーム内対応」、「グループホーム外対応」との関連をみると、「グループホーム入居直前の住居」、「昼間の活動」、「援助職員の人数」、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時の代替要員」、「入居者との同居、別居」、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織」、「援助職員の相談相手」の8項目で有意差がみられた。

「グループホーム入居直前の住居」では、「国のグループホーム」で、「入居者全員が自宅からのグループホーム」で、「グループホーム内対応群」が多かった（「入居者全員が入所施設からのグループホーム」（15.8%）、「入居者全員が自宅からのグループホーム」（60.0%）、「入所施設、自宅混合のグループホーム」（11.1%）、 $df=2$, $\chi^2=6.304$, $p<0.05$ ）。また、「自治体のグループホーム」で、「入居者全員が自宅からのグループホーム」と「入所施設、自宅混合のグループホーム」で「グループホーム内対応群」が多かった（「入居者全員が入所施設からのグループホーム」（32.0%）、「入居者全員が自宅からのグループホーム」（62.5%）、「入所施設、自宅混合のグループホーム」（78.6%）、 $df=2$, $\chi^2=8.294$, $p<0.05$ ）。「独自のグループホーム」では、有意差がみられなかった。

「昼間の活動」では、「自治体のグループホーム」で、「入居者全員が福祉就労者のグループホーム」と「就労者、福祉就労者混合のグループホーム」で「グループホーム内対応群」が多かった（「全員就労のグループホーム」（31.8%）、「全員福祉就労のグループホーム」（87.5%）、「就労者、福祉就労者混合のグループホーム」（71.4%）、 $df=2$, $\chi^2=8.674$, $p<0.05$ ）。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「援助職員の人数」では、「自治体のグループホーム」で、「2人以上のグループホーム」で、「グループホーム内対応群」が多かった（「1人のグループホーム」（38.9%）、「2人のグループホーム」（100.0%）、「3人以上のグループホーム」（100.0%）、 $df=2$, $\chi^2=10.761$, $p<0.01$ ）。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「援助職員の補助要員」では、「自治体のグループホーム」で、「補

助要員のいないグループホーム」で「グループホーム内対応群」が多かった(「補助要員のいるグループホーム」(20.0%)、「補助要員のいないグループホーム」(76.0%)、 $df=1$, $\chi^2=11.794$ (t - γ の補正), $p<0.01$)。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「休日、緊急時の代替要員」では、「自治体のグループホーム」で、「代替要員のいないグループホーム」で「グループホーム内対応群」が多かった(「代替要員のいるグループホーム」(32.0%)、「代替要員のいないグループホーム」(69.6%)、 $df=1$, $\chi^2=4.805$ (t - γ の補正), $p<0.05$)。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「入居者と援助職員との同居、別居」では、「国のグループホーム」で、「別居のグループホーム」で「グループホーム外対応群」が多かった(「同居のグループホーム」(44.4%)、「別居のグループホーム」(93.3%)、 $df=1$, $\chi^2=8.161$ (t - γ の補正), $p<0.01$)。「自治体のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織」では、「自治体のグループホーム」で、「連絡・交流組織のないグループホーム」で、「グループホーム内対応群」が多かった(「連絡・交流組織のあるグループホーム」(9.1%)、「連絡・交流組織のないグループホーム」(71.0%)、 $df=1$, $\chi^2=11.946$ (t - γ の補正), $p<0.01$)。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「援助職員の相談相手」では、「国のグループホーム」で、「相談相手のいないグループホーム」で「グループホーム内対応群」が多かった(「相談相手のいるグループホーム」(12.5%)、「相談相手のいないグル

ープホーム」(100.0%)、Fisher's $p=0.00453$)。「独自のグループホーム」では、相談者の無の場合は、「グループホーム内対応群」、相談者の有の場合は、「グループホーム外対応群」とに完全に分かれていた。

次に、「グループホーム内対応群」、「グループホーム外対応群」、を目的変数にして、補助制度別に検討した時に有意差がみられた8項目、1.「運営主体をこえて広がっているグループホームの連絡・交流組織の有無(必要性)」、2.「援助職員の相談相手の有無」、3.「入居者の直前の住居」、4.「入居者の昼間の活動」、5.「援助職員の人数」、6.「補助要員の有無(必要性)」、7.「代替要員の有無(必要性)」、8.「援助職員が入居者と同居しているか、別居しているか」、を説明変数にして、数量化Ⅱ類によって分析をした。数量化Ⅱ類では、説明変数である各項目のレンジの大きさによって、目的変数である「グループホーム内部対応群」と「グループホーム外部対応群」の判別の寄与力を評価できる⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾。数量化Ⅱ類による分析の結果は図3に示した。これから、各項目のカテゴリのスコアは、マイナスの方向で、グループホーム外対応の傾向があり、プラスの方向で、グループホーム内対応の傾向が示された。

この分析の結果から、「グループホーム外対応群」は、①グループホームの連絡・交流組織が「ある」、②援助職員の相談相手が「運営法人、施設関係者にいる」、③グループホーム入居直前の住居は「全員が入所施設、通勤寮からのグループホーム」、④援助職員の補助要員が「なく、必要性を感じない」、⑤休日、緊急時の代替要員が「なく、必要性を感じる」、の傾向がみられた。

「グループホーム内対応群」は、①グループホームの連絡・交流組織が「なく、必要性を感じない」、②援助職員の相談相手が「運営法人、

施設関係者ではなく、それ以外にいる」または「いない」、③グループホーム入居直前の住居は「全員が自宅からのグループホーム」、④援助職員の補助要員が「なく、必要性を感じる」、⑤休日、緊急時の代替要員が「なく、必要性を感じない」、の傾向がみられた。

次に、「グループホーム外対応群」と「グループホーム内対応群」の事例を示した。

【事例1. グループホーム外対応群の事例】

* Nホーム（東京都）

1. グループホーム開設経過

T通動寮（東京都育成会の運営の施設）の退所者の地域での居住の場をつくる目的で、東京都育成会によって、1988年4月に設立された。

2. 入居者

入居者数6人（男性4人、女性2人）。障害の程度は、全員、軽度で、身体障害の重複者はいないが、精神疾患の入院歴のある人が1人いる。年齢は、26～42歳。全員、一般就労である。

3. 援助職員

2人（親子で援助職員になっており、主たる援助職員は、元T通動寮職員である）。援助内容は、食事作り、日常的な健康管理、衛生管理、金銭管理であり、日常品の買物、掃除、洗濯は、入居者が自分でやる。

4. 入居者の問題

精神疾患の入院歴のある入居者の対応で悩んでいる。感情の起伏が激しいので、他の入居者とのトラブルが絶えない状況である。この問題ではこの入居者が前に生活していたT通動寮の担当職員に相談をして対

応をしている。

5. グループホームの特徴

- ①グループホームの連絡・交流組織は、東京都育成会が担っている。
- ②援助職員の相談相手は、このグループホームの設立に関わりの深いT通勤寮の職員になっている。
- ③グループホーム入居直前の住居は、全員がT通勤寮である。
- ④援助職員の補助要員は、現在、2人の援助職員で行っているので、必要性を感じていない。
- ⑤代替要員は、現在はいないが、主たる援助職員が高齢になっているので、休日の代替要員の必要性を感じている。

【事例2. グループホーム内対応群の事例】

* Aホーム（川崎市）

1. グループホーム開設経過

D作業所が、通所者のうち、在宅で保護者との同居が困難なケースに対して、生活自立訓練を目的に、D作業所運営委員会によって、1988年4月に設立された。

2. 入居者

入居者数4人（女性4人）。障害の程度は、軽度3人、中度1人で、身体障害の重複者はいない。年齢は、20～51歳。3人がD作業所へ通所（福祉就労）、1人が職場実習中である。

3. 援助職員

1人（元児童施設の職員である）。援助内容は、食事作り、日常的な健康管理、衛生管理、金銭管理であり、日常品の買物、掃除、洗濯は、入居者が自分でやる。

4. 入居者の問題

感情的になりやすい入居者がいて、他の入居者と協調できず、トラブルが多い状況である。また、パチンコが好きで、生活が困難になるほどの浪費をする入居者がいて困っている。これらの問題について誰にも相談できず、困っている。

5. グループホームの特徴

- ①グループホームの連絡・交流組織の必要性は感じているが、連絡・交流だけでなく、実際の相談、アドバイスの機関がなく、援助職員だけで悩んでいる。
- ②援助職員の相談相手はいない。
- ③グループホーム入居直前の住居は、3人が自宅からであり、1人が入所更生施設からである。
- ④援助職員の補助要員はいない。しかし、入居者に糖尿病の人がいるので、特に、食事作りに、補助要員が欲しい状況である。
- ⑤代替要員は、同居しているので、特に必要性を感じていない。

4. 援助職員の身分および待遇に満足している群（満足群）、不満足な群（不満足群）とその違いに関わる要因

(1) 援助職員の身分、待遇への満足度、不満足度

身分に関する満足度は、（運営法人、運営施設の正規職員、委託業務、臨時雇用といった）身分についての考えを、「今のままでよい」、「不満だが仕方がない（今のままだと不安である）」、「その他」の回

答でとった。

(休日、勤務時間、給与といった)待遇に関しての満足感、待遇についての考えを、「今のままでよい」、「不満だが仕方がない(今のままでと長くは続けられない)」、「その他」の回答でとった。

身分に関する満足度と待遇に関する満足度との関係は、表13に示した。身分、待遇ともに、「今のままでよい」としているグループホームは(40.3%)、身分、待遇ともに、「不満足としている」グループホームは(29.7%)、であった。この2つの項目は、関連性が強く、待遇に関して「今のままでよい」としているグループホームでは、身分に関しても「今のままでよい」としている割合が高く、待遇に関して「不満足である」としているグループホームでは、身分に関しても「不満足である」としている割合が高かった。

(2) 援助職員の身分および、待遇に関する満足群、不満足群とその違いに関わる要因

身分、待遇ともに満足であるグループを「満足群」、身分、待遇とも不満足であるグループを「不満足群」とした。

この身分、待遇に関する満足群、不満足群と各項目の関連性は表14に示した。「補助制度」、「入居者の昼間の活動」、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時の代替要員」、「援助職員の月給」、「援助職員の身分」、「勤務時間に関する意見」、の項目で有意差がみられた。

「補助制度」では、「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」で満足群が多く、「自治体のグループホーム」で不満足群が多かった。

「入居者の昼間の活動」、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時

の代替要員」、「援助職員の月給」、「援助職員の身分」、「勤務時間に関する意見」の項目は、グループホーム補助制度との関連がみられる(表7)ので、補助制度別に、「満足群」、「不満足群」との関連をみると、以下の3項目で有意差がみられた。

「援助職員の補助要員」では、「国のグループホーム」、「自治体のグループホーム」いずれも、「補助要員がいる」(「国のグループホーム」満足群66.7%)、「自治体のグループホーム」(満足群51.1%)、あるいは、「補助要員いない、必要性を感じない」(「国のグループホーム」満足群92.9%)、「自治体のグループホーム」(満足群80.0%)で、「満足群」の割合が高く、「補助要員いない、必要性を感じる」(「国のグループホーム」不満足群53.3%)、「自治体のグループホーム」(不満足群72.2%)で、「不満足群」の割合が高かった(「国のグループホーム」、 $df=2$, $\chi^2=7.089$, $p<0.05$)、「自治体のグループホーム」 $df=2$, $\chi^2=9.955$, $p<0.01$)。

「援助職員の代替要員」では、「自治体のグループホーム」で、「代替要員いる」(満足群51.9%)、「代替要員いない、必要性を感じない」(満足群100.0%)で、「満足群」の割合が高く、「代替要員いない、必要性を感じる」(不満足群75.0%)で、「不満足群」の割合が高かった($df=2$, $\chi^2=14.829$, $p<0.01$)。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」では、有意差はみられなかった。

「勤務時間に関する意見」では、「自治体のグループホーム」で、「決める方がよい」(不満足群57.9%)、「決める方がよいが、実際には決められない」(不満足群62.8%)で、「不満足群」の割合が高く、「決めない方がよい」(不満足群16.7%)で、「満足群」の割合が高かった($df=2$, $\chi^2=8.757$, $p<0.05$)。「国のグループホーム」、「独自のグループホーム」

では、有意差はみられなかった。

次に、「満足群」、「不満足群」、を目的変数にして、補助制度別に検討した時に有意差がみられた3項目、1.「援助職員の補助要員」、2.「援助職員の代替要員」、3.「勤務時間に関する意見」、を説明変数にして、数量化Ⅱ類によって分析をした。数量化Ⅱ類による分析の結果は図4に示した。これから、各項目のカテゴリのスコアは、マイナスの方向で、身分、待遇に不満足傾向があり、プラスの方向で、身分、待遇に満足傾向が示された。

この分析結果から、「満足群」では、①「援助職員の補助要員がない、必要性を感じない」、②「休日、緊急時の代替要員がない、必要性を感じない」、③「勤務時間は決めない方がよい」の傾向がみられた。

「不満足群」では、①「援助職員の補助要員がいる、必要性を感じる」、②「休日、緊急時の代替要員がいる、必要性を感じる」、③「勤務時間は決めた方がよいが、実際には決められない」の傾向がみられた。

次に、身分・待遇への「満足群」と「不満足群」の事例を示した。

【事例3. 身分、待遇満足群の事例】

* Bホーム（川崎市），援助職員H氏

1. グループホーム開設経過

1985年に、G作業所が、在宅で保護者との同居が困難である通所者向けのグループホームを設立した。Bホームは、G作業所をへて、就労した者に対する生活の場を確保するために、G作業所の運営委員会とは別に、G作業所職員、保護者などの関係者によって、設立された。

2. 入居者

入居者数5人（男性5人）。障害の程度は、4人が中度、1人が重度

で、身体障害の重複者はいない。年齢は、19～46歳。一般就労3人、G作業所通所（福祉就労）2人である。

3. 援助職員

1人（障害者の子供を持つ母親である）。援助内容は、食事作り、掃除、日常的な健康管理、衛生管理、金銭管理であり、日常品の買物、洗濯は、入居者が自分でやる。

4. 身分、待遇に関する考え

身分に関しては、委託業務だと、運営主体（施設や社会福祉法人）の姿勢に拘束されずに、自由に活動ができるので、現在の身分に満足している。

待遇に関しては、同居なので、休みもなく、24時間入居者に関わっている感じだが、自分の子供が障害者なので、24時間の関わりは障害者をケアする上で必要なことと考えている。

5. 援助職員の意見

- ①援助職員の補助要員は、自分一人でやった方がよいので、必要性を感じない。
- ②休日、緊急時の代替要員がないし、今のところ必要性を感じていない。
- ③勤務時間は決めない方がよい。

【事例4. 身分、待遇不満足群の事例】

* Fホーム（東京都）、援助職員T氏

1. グループホーム開設経過

東京T市の精神薄弱児・者の親の会が在宅で障害者を抱えている親の高齢化の問題への取り組みのために、地域の中で精神薄弱者同士で住む

ことのできるグループホーム設立の必要性が高まり、T市の親の会によって、1990年9月に開設された。

2. 入居者

入居者数4人(男性2人、女性2人)。障害の程度は、1人が軽度、2人が中度、1人が重度で、身体障害の重複者はいない。年齢は、41～57歳。全員、作業所通所(福祉就労)である。

3. 援助職員

1人(普通の家庭の主婦)。援助内容は、食事作り、掃除、日常的な健康管理、衛生管理、金銭管理であり、日常品の買物、洗濯は、入居者が自分でやる。

4. 身分、待遇についての考え

身分に関しては、委託業務だと、自営業と同じで不安定なので、不満である。

待遇に関しては、同居しており、休みもなく、24時間入居者に関わっている感じですごく疲れを感じる。

5. 援助職員の意見

- ①援助職員の補助要員は、必要であり、自分一人ではむずかしい。
- ②休日、緊急時の代替要員は、ぜひ必要である。
- ③入居者の日常生活全体に関わっているなので、結局、勤務時間は、決めなくても決めなくとも同じで、いつも拘束されている感じがする。

IV. 考察

1. グループホーム生活における入居者の問題と援助職員の対応について

これまでのグループホームに関する実践事例の報告⁽²⁵⁾⁻⁽²⁹⁾からは、グループホーム入居者の生活上の問題では、職場や通所施設(作業所)での対人関係上のトラブル、入居者同士の喧嘩、争いについての報告が多くみられ、入居者の状態の悪化の報告に関しては、あまりみられなかったが、今回の調査では、全体のほぼ半分のグループホームで、入居者の一時的な状態の悪化を経験していることが示され、グループホームにおける入居者の援助内容として、入居者のグループホーム内での状態悪化への対応も必要なことが示された。

「職場、通所施設での問題」の有無と各項目との関連では、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織」の有無および必要性との関連がみられたが、これは「職場、通所施設での問題」が生じた時の相談の場を求めて、グループホームを越えた連絡、交流組織に参加したり、あるいは、そのような組織に参加していなくても、生じた問題に対して、対応できるグループホームを越えた連絡・交流組織を期待していることが考えられた。

「入居者の一時的な状態の悪化」の有無と各項目との関連では、特に、「補助制度」との関連がみられ、障害の程度との関連はみられなかった。これは、「国の補助制度による運営の」グループホームでは、グループホームの設立・運営主体である福祉施設や社会福祉法人が、状態の安定していることが入居の条件として入居者を選択していること^{(40)・(41)}があり、「自治体の補助制度による運営」、あるいは、「独自の運営」の

グループホームでは、保護者と同居することの困難であるといった保護者のニーズの高い者を中心に入居者を選択している状況⁽⁴²⁾・⁽⁴³⁾があるために、「自治体の補助制度による運営」や「独自の運営」のグループホームで、「入居者の一時的な状態の悪化」のある割合の高いことが考えられた。

補助制度別に検討した時には、「国の補助制度による運営」のグループホームで、「精神障害者の有無」、「グループホーム入居直前の住居」で関連がみられ、「精神障害者のいる」グループホームの方が、「入居者の一時的な状態の悪化」のある可能性の高いことから、精神遅滞者に比べて、精神障害者の入居者がグループホームに入居して一時的に状態を悪化する割合の高いことが示唆された。「自治体の補助制度による運営」のグループホームの場合は、「精神障害者の有無」によって違いはみられないが、これには、先にふれたように、保護者との同居が困難であるといった保護者のニーズによって、入居者を受け入れている傾向がみられるので、障害の違いにかかわらず、グループホームで入居者が一時的に状態の悪化する割合の高いことが考えられた。

同様に、補助制度別に検討した時には、「国の補助制度による運営のグループホーム」で、「グループホーム入居者の直前の住居」との関連がみられ、自宅の場合で、入居者がグループホームで「一時的に状態の悪化」する割合が高かった。これは、入所施設からグループホームに入る場合、入所施設の中で生活訓練を受けていること、および、入所施設がグループホームに状態の安定した者を入居させていることによって、自宅のから場合よりも「入居者の一時的な状態の悪化」の割合の少ないことが考えられる。これに対して、自宅からの場合は、保護者と同居している場合が多く、自宅生活で生活訓練を受けていないこと、あるいは、

保護者の高齢化によって在宅での保護者との同居が困難になって障害者の状態にもかかわらず、入居する場合があります、このような入居者の場合は、グループホーム生活で一時的な状態の悪化が生じやすいことが考えられた。

「入居者同士のトラブル」の有無では、「1ホームあたりの入居者の人数」で、「6～9人のグループホーム」からトラブルのある割合が高くなっており、国の補助制度および自治体の補助制度の多くは、グループホームの人数の規定を、4、5人の居住形態としている⁽⁹⁷⁾ことは、入居者間のトラブルを防ぐ点で重要であると思われた。

次に、入居者の問題への対応について考察した。

「職場、通所施設での問題」では、「他の職員と協力して解決している」といったグループホームの援助職員以外の対応が多かった。これは、入居者が福祉就労の場合では、入居者の通所先の施設や作業所がグループホームのバックアップ施設になる場合の多いこと、また、入居者が一般就労の場合では、入居者が以前入所していた福祉施設の就労担当の職員による援助相談活動をうけている場合の多いことが考えられ、そのために、グループホームの援助職員以外の対応が多いことが考えられた。

「入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など）」では、「援助職員だけで対応した」、あるいは、「専門的な援助を得てグループホーム内で対応した」といったグループホーム内対応が、「施設に戻した」、あるいは、「（精神病院などに）入院した」といったグループホーム外対応に比べてやや多くみられた。これまで、入居者の一時的な状態の悪化によって、「施設に戻した」、あるいは、「（精神病院などに）入院した」という報告はあまりみられなかったため、今回の調査でも、入居者の一時的な状態の悪化に関しては、グ

グループホーム内で何とか対応している状況が示された。この背景には、バックアップ施設が存在するグループホームでは、入居者の状態の悪化に対して、施設に戻す対応がしやすいが、バックアップ施設が存在しないグループホームにおいては、施設に戻したくても戻せずに、グループホームだけで対応せざるえない状況もあると考えられた。

「入居者同士のトラブル」では、「援助職員で対応している」といった対応が多かったが、トラブルの内容によっては、援助職員だけで対応できず、バックアップ施設の職員に協力を得ながら対応している場合もみられた。

以上、入居者への問題への対応をみてきたが、この中では、特に、「一時的な状態の悪化」、「入居者同士のトラブル」において、援助職員の対応が多くみられた。グループホームの補助制度では、援助職員の業務は、「食事提供」、「金銭管理」、「健康管理」、「日常生活場面における入居者への相談、助言」などが規定されている^{(22)・(24)}が、実際の入居者の問題への対応は、これらの規定を越えて、職場や通所先の問題や一時的な状態の悪化といった専門的な知識が要求される場面でも、援助職員だけで対応せざるえない場合もみられた。このことに関しては、援助職員が入居者の問題に対応できるような専門的な資質の向上が考えられる。そのためには、援助職員の研修、交流の場の充実が望まれる。そして、専門的な資質の向上に加えて、援助職員をグループホームの外から支える機関には、従来の専門的な援助、相談機能だけでなく、入居者の一時的な状態の悪化に対応できるような一時入所できる機能を加えていくことが必要と思われる。

2. 入居者の問題に対して援助職員を中心に対応しているグループホーム（グループホーム内対応群）とグループホーム外の社会資源を中心に対応しているグループホーム（グループホーム外対応群）との違いを規定している要因について

入居者の問題に対して援助職員を中心に対応しているグループホーム（グループホーム内対応群）とグループホーム外の社会資源を中心に対応しているグループホーム（グループホーム外対応群）とでは、「グループホームの補助制度」と関連がみられた。

「グループホームの補助制度」では、「国の補助制度」による運営のグループホームで、「グループホーム外対応群」の割合が高かったが、これは、国の補助制度として、グループホームの援助職員の業務のなかで、特に、入居者への相談、助言に関して、この援助を外から支える施設（バックアップ施設）が必要⁽²⁴⁾とされており、実際、バックアップ施設をもったグループホームが多いために、入居者の問題に対応するさいに、グループホーム外対応が多くなっていることが考えられた。

補助制度別に関連を検討すると、「グループホーム入居直前の住居」、「入居者の昼間の活動」、「援助職員の人数」、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時の代替要員」、「援助職員が、入居者と同居しているのか、別居しているのか」、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織」、「援助職員の相談相手」の項目で関連がみられた。

「グループホームの入居直前の住居」では、入居者が入所施設からの場合では、グループホーム外対応が多くなっていた。事例1に示されているように、グループホーム入居者の問題に、入居者が以前入所していた施設（職員）が対応している状況がみられるが、これには、グループ

ホーム入居前に入所していた施設がグループホームのバックアップ施設としての役割を担っている場合の多いことが考えられた。逆に、入居者の直前の住居が自宅からの場合は、入居者の問題に対して、グループホームの援助職員だけで対応しようとしており、中には、事例2に示されているように、援助職員だけで対応しきれずに悩んでいるグループホームもみられた。

「援助職員の人数」では、「自治体の補助制度による運営のグループホーム」で、1人である場合にグループホーム内対応が多くみられた。また、「補助要員」では、「補助要員のいない」場合に、グループホーム内対応が多くみられた。このことから、補助要員は、日常的な家事を中心とした援助⁽²⁴⁾であり、入居者の問題に対応する要員でないことが考えられた。同様に、代替要員でも、「代替要員のいない」場合にグループホーム内対応が多くみられており、これも、代替要員の援助内容が日常的な家事援助に限定されていること⁽²⁴⁾が考えられた。

「グループホームを越えて広がっている連絡、交流組織」では、「自治体の補助制度による運営のグループホーム」で、「連絡、交流組織のある」場合は、グループホーム外対応群に多くみられた。これは、「自治体の補助制度」では、グループホームを支えるバックアップ施設の規定がないために、バックアップ施設の存在しないグループホームが多くみられ、入居者の問題を、援助職員がこのような連絡、交流組織に相談している状況が示された。

これらの項目を、項目間の関連を考慮して、さらに、グループホーム外対応群とグループホーム内対応群の違いを探るために、グループホーム外対応群とグループホーム内対応群を目的変数にして、補助制度別に検討した時に有意差がみられた8項目を説明変数にして、数量化Ⅱ類に

よって分析をした。

その結果、「グループホーム外対応群」は、①グループホームの連絡・交流組織が「ある」、②援助職員の相談相手が「運営法人、施設関係者にいる」、③グループホーム入居直前の住居は「全員が入所施設、通動寮からのグループホーム」、④援助職員の補助要員が「なく、必要性を感じない」、⑤休日、緊急時の代替要員が「なく、必要性を感じる」、の傾向がみられた。

「グループホーム内対応群」は、①グループホームの連絡・交流組織が「なく、必要性を感じない」、②援助職員の相談相手が「運営法人、施設関係者ではなく、それ以外にいる」または「いない」、③グループホーム入居直前の住居は「全員が自宅からのグループホーム」、④援助職員の補助要員が「なく、必要性を感じる」、⑤休日、緊急時の代替要員が「なく、必要性を感じない」、の傾向がみられた。①、②では、グループホームを支えるバックアップ施設、組織についての項目であり、③は、グループホームを支える施設が、入居者が前に入所していた施設がその役割を担っていることに関連しており、④、⑤は、補助要員、代替要員の必要性に関連していた。

従って、「グループホーム外対応群」では、グループホームの運営法人、施設やグループホーム運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織などのグループホーム外の社会資源との関係がみられ、これを援助職員が活用して入居者の問題に対応しようとする傾向がみられるのに対し、「グループホーム内対応群」では、グループホームの外に利用できる社会資源との関係が少なく、入居者の問題に援助職員だけで対応しようとする傾向がみられた。

また、グループホーム内対応群の事例2に示されているように、入居

者の金銭管理などの日常的な問題に対応しきれずに悩んでいるグループホームの援助職員が多くみられた。この金銭管理などの日常的な問題への対応に関しては、専門的な相談、指導という取り組みよりも援助職員の経験交流や情報交換の場をつくることによって、援助職員が入居者の問題への対応の仕方を身につけていくことが重要と思われる。

3. 援助職員の身分および待遇の満足群、不満足群とその違いを規定している要因について

援助職員の身分、待遇への満足群、不満足群に関しては、「補助制度」との関連がみられた。

「補助制度」では、「国の補助制度による運営」、「独自の運営」のグループホームで満足群が多く、「自治体の補助制度による運営」のグループホームで、不満足群が多かった。

「国の補助制度による運営のグループホーム」では、社会福祉法人、福祉施設がグループホームの運営に関与して、バックアップ施設として支えているのに対し、「自治体の補助制度による運営のグループホーム」では、社会福祉法人、福祉施設以外の設立運営主体が多く、援助職員に多くの業務負担がかかってくるために、不満足群が多いことが考えられた。また、「独自の運営のグループホーム」では、援助職員自身がグループホームの設立主体になっている場合が多くみられ^{(44)・(45)}、その点で、身分、待遇に満足しているとの回答が多いことが考えられた。

補助制度別に検討した時は、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時の代替要員」、「勤務時間に関する意見」の3項目で関連がみられた。

「国の補助制度による運営のグループホーム」、「自治体の補助制度による運営のグループホーム」では、結果から、補助要員、代替要員に

関する援助職員のニーズが、満足、不満足に影響していることが考えられた。

「満足群」、「不満足群」を目的変数にして、補助制度別に検討した時に有意差がみられた3項目を説明変数にして、数量化Ⅱ類によって分析をした。

その結果、「満足群」では、①「援助職員の補助要員がいない、必要性を感じない」、②「休日、緊急時の代替要員がいない、必要性を感じない」、③「勤務時間は決めない方がよい」の傾向がみられた。

「不満足群」では、①「援助職員の補助要員がいる、必要性を感じる」、②「休日、緊急時の代替要員がいる、必要性を感じる」、③「勤務時間は決めた方がよいが、実際には決められない」の傾向がみられた。

援助職員の勤務時間に関しては、実態は、事例3、4に示されているように、休日なし、24時間の関わりの場合がみられるが、援助職員がその状況をどう考えるかによって、満足群、不満足群を分けていたことが考えられた。しかし、休日なし、24時間の関わり状況を受け入れて評価している援助職員がいても、この勤務形態では、これからのグループホームの展開における援助職員（マンパワー）の獲得の点で、困難が多いと思われる。従って、このことに関しては、援助職員の（社会福祉法人、施設職員なみの）身分の安定化、勤務形態は、補助要員、代替要員を入れることによって、休日、勤務時間を整備していくことが重要であると思われた。

4. 補助制度の違いによるグループホームにおける入居者の問題への対応、および、援助職員の身分、待遇への満足度への影響について
入居者の問題への対応では、「国の補助制度による運営」のグループ

ホームで、グループホーム外対応が多く、「自治体の補助制度による運営」のグループホームでは、グループホーム内対応が多くみられた。

これには、国の補助制度では、グループホームの援助職員を指導し、専門的に援助をするバックアップ施設が規定されており、入所施設が、その入居者を地域に出すためにグループホームを設立し、バックアップ施設になる場合がみられる。従って、入居者の問題に対して、バックアップ施設は関わりやすく、援助職員もバックアップ施設に相談しやすいことが、グループホーム外対応を生み出していると思われる。これに対して、自治体の補助制度による運営のグループホームでは、地域の育成会（親の会）などの運動によって、グループホームが設立されたりするため、特定の施設が、バックアップ施設にならないためにグループホーム内で援助職員を中心として対応しようとする場合が多くみられた。従って、自治体の補助制度による運営のグループホームでも、入居者の問題への対応、援助職員の援助業務上の相談、入居者の余暇活動への援助といったバックアップ機能のある組織、機関の整備が必要となると思われる。具体的には、既に、自治体の補助制度による運営のグループホームが多い地域である横浜市では、在宅障害者援護協会が市内のグループホームに対して相談員を置いてその役割を果たそうとする試みが始まっている⁽⁴⁴⁾。

援助職員の身分、待遇への満足度では、「国の補助制度による運営」のグループホームに比べて、「自治体の補助制度による運営」のグループホームの方が低かった。給与水準だけで比較すると、自治体の補助制度の方が、国の補助制度よりも高い場合が多くみられることから考えると、自治体の補助制度による運営のグループホームの援助職員の方が、入居者の日常生活の援助という業務の性質上、休日の少なさ、労働時間

の長さといった業務負担を感じており、それが満足度に影響を与えていることが考えられた。従って、グループホーム運営への補助金制度の充実だけでなく、1人の援助職員による援助から複数の援助職員による援助体制の整備、援助職員と補助要員、代替要員の業務分担の明確化などによって、援助職員の業務負担を軽減する試みが重要であると思われる。

V 結 語

本研究では、精神遅滞者の利用するグループホームの入居者および援助職員の状況、グループホーム生活において入居者の起こす問題とその対応に焦点を当てて、①援助職員の入居者の問題への対応、②①の対応をグループホーム内対応群とグループホーム外対応群とに分け、違いを規定している要因、③援助職員の身分および待遇に満足している群、不満足な群と違いを規定している要因、の3点を明らかにし、補助制度の違いとその影響を考察した。その結果以下の知見を得た。

1. 入居者の問題は、「職場、通所施設での問題」が多く、次いで「入居者同士のトラブル」、「入居者の一時的な状態の悪化」の順であったが、いずれも50%以上のグループホームでこれらの問題を経験していた。

入居者の問題への対応は、「職場、通所施設での問題」では、グループホームの援助職員以外の対応が多かった。「入居者の一時的な状態の悪化」では、(援助職員を中心とした)グループホーム内対応が、(施設、病院に戻したなどの)グループホーム外対応に比べてやや多かった。

2. 「グループホーム内対応群」と「グループホーム外対応群」とでは、「補助制度」の違いと関連がみられた。補助制度別に検討すると、「グループホーム入居直前の住居」、「入居者の昼間の活動」、「援助職員の人数」、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時の代替要員」、「援助職員が、入居者と同居しているのか、別居しているのか」、「運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織」、「援助職員の相談相手」の8項目で関連がみられた。

この8項目を説明変数にして、数量化Ⅱ類によって分析をした結果から、「グループホーム外対応群」では、グループホームの設立・運営法人、施設やグループホーム運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織などのグループホーム外の社会資源との関係がみられ、これを援助職員が活用して入居者の問題に対応しようとする傾向がみられるのに対し、「グループホーム内対応群」では、グループホームの外に利用できる社会資源との関係が少なく、入居者の問題に援助職員だけで対応しようとする傾向がみられた。

3. 援助職員の身分、待遇の「満足群」、「不満足群」に関しては、グループホームの「補助制度」との関連がみられ、補助制度別に検討をした時に、「援助職員の補助要員」、「休日、緊急時の代替要員」、「勤務時間に関する意見」の3項目で関連性がみられた。また、援助職員の勤務時間に関しては、事例では、休日なし、24時間の関わりの場合がみられ、援助職員がその状況をどう考えるかによって、満足群、不満足群を分けていたことが示された。

4. グループホームの補助制度による違いに関しては、入居者の問題への対応、および、援助職員の身分、待遇への満足度に影響がみられた。

国の補助制度による運営のグループホームでは、入居者の問題の解決や処理に対してバックアップ施設に頼る場合が多いのに対して、自治体の補助制度による運営のグループホームでは、援助職員を中心として対応している場合が多くみられた。従って、自治体の補助制度による運営のグループホームでも、入居者の問題への対応、援助職員の援助業務上の相談、入居者の余暇活動への援助といったバックアップ機能のある組

織、機関の整備が必要となると思われる。

援助職員の身分、待遇への満足度では、国の補助制度によるグループホームに比べて、自治体の補助制度によるグループホームの方が低かった。自治体の補助制度によるグループホームの援助職員の方が、入居者の日常生活の援助という業務の性質上、休日の少なさ、労働時間の長さといった業務負担を感じており、それが満足度に影響を与えていることが考えられた。従って、グループホーム運営への補助金制度の充実だけでなく、1人の援助職員による援助から複数の援助職員による援助体制の整備、援助職員と補助要員、代替要員の業務分担の明確化などによって、援助職員の業務負担を軽減する試みが重要であると思われる。

謝辞

本研究全般にわたるご指導とご助言を賜りました、東京大学医学部保健社会学教室教授 園田恭一先生に心から感謝申し上げます。

また、調査実施にあたり、ご指導とご助言を賜りました、愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所社会福祉学部部長 渡辺勤持先生に心から感謝申し上げます。

調査実施に全面的に協力して下さいました、全日本精神薄弱者育成会理事長 皆川正治先生、東京都精神薄弱者育成会専務理事 緒方直助先生、精神薄弱者通所更生施設「光の園」園長 廣瀬貴一先生に厚く感謝申し上げます。

文 南 大

- (1) Braddock, D. L. A Policy Study: Mental Retardation and Developmental Disabilities. U.S. Federal Funds 1974:107-146.
- (2) Lakin, K. C. Krantz, G. C. One Hundred Years of Data on Populations of Public Residential Facilities for Mentally Retarded People. A. J. M. D 1982;87 :1-8.
- (3) Hauber, F. A. Bruininks, R. H. National Census of Residential Facilities and Residents. A. J. M. D 1984;89 :236-245.
- (4) 三谷嘉明. ノーマリゼーションの原理とその適用, 障害児に開かれた学校. 明治図書 1989:127-151.
- (5) 富安芳和. アメリカの発達障害者対策, コミュニティを創る. ぶどう社 1989:14-49.
- (6) 廣瀬貴一. スウェーデン, 北欧における施設の変遷, 世界精神薄弱福祉事情 1991. 日本精神薄弱者愛護協会 1991:48-55.
- (7) 富安芳和. アメリカ, 世界精神薄弱福祉事情 1991. 日本精神薄弱者愛護協会 1991:119-130.
- (8) Landesman-Dwyer, S. Living in the Community. A. J. M. D 1981;86 (3) :223-234.
- (9) Mccarver, R. B. Craig, E. M. Placement of the Retarded in the Community: Prognosis and Outcome. International Review of Research in M. R. 1974;7:145-208.
- (10) Pedlar, A. Normalization and Integration: A Look at the Swedish Experience. Mental Retardation 1990;28 :275-282.
- (11) 河東田博. スウェーデン「しょうがい」福祉の新たな流れ, スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション. 現代書館

1992:30-57.

- (12)津田裕次. 知能障害者処遇問題の成立, 精神薄弱者施設史論. 誠信書房 1981:32-50.
- (13)津田裕次. 収容施設構想の成立と展開, 精神薄弱者施設史論. 誠信書房 1981:50-65.
- (14)Blatt, B. Kaplan, F. Christmas in Purgatory: A Photographic Essay on Mental Retardation. Allyn and Bacon 1966.
- (15)富安ステファニー. アメリカにおける新しい潮流-発達障害をもつ人々のための居住ケアの動向-. 発達障害研究 1990;12 :27-34.
- (16)秋山智久. 脱施設化の思想, 社会福祉実践の思想. ミネルヴァ書房 1989:148-163.
- (17)富安芳和. グループホームをめぐるサービス・システム. 発達障害研究 1990;12:1-7.
- (18)Ontario Association for Community Living. Monitoring: Examining Quality of Life for People with M.R. 1984.
- (19)秋山智久. 福祉施設をめぐる新しい思想と処遇理念. 社会福祉研究 1981;29 :42-43.
- (20)小沢温, 大島正彦, 渡辺勤持, 稲垣貴彦. グループホームを支える制度・システムの課題と今後のあり方-精神薄弱者のグループホームについて-. 日本の地域福祉 1991;4 :58-73.
- (21)渡辺勤持. 日本のグループホームの特徴-諸外国と比較して-. 発達障害研究 1990;12 :35-40.
- (22)厚生省児童家庭局障害福祉課. グループホームの設置・運営ハンドブック-精神薄弱者の地域生活援助-. (財)日本児童福祉協会 1989.
- (23)厚生省社会局, 大臣官房老人保健福祉部, 児童家庭局. 精神薄弱者

- 福祉法改正のポイント，社会福祉8法改正のポイント 1990:26.
- (24)厚生省児童家庭局障害福祉課，精神薄弱者の地域生活援助，財団法人日本児童福祉協会 1991.
- (25)全日本精神薄弱者育成会，まちの中で暮らす，精神薄弱者の地域生活と生活寮等グループホーム セミナー報告書，全日本精神薄弱者育成会 1990.
- (26)本間弘子他，生活寮の中で－自立を考える－，手をつなぐ親たち 1986;370:4-11.
- (27)石元憲明，地域でゆったり暮らす大切さ，発達と自立をめざして，全国障害者問題研究会出版部 1988:205-230.
- (28)日本精神薄弱者愛護協会通動寮部会，地域の中で生きるために，第17回全国精神薄弱者通動寮研究会議 1991:56-78.
- (29)共同作業所全国連絡会，生活場面での援助とケアラーの役割，障害者地域生活援助研究NO.2 1992:73-81.
- (30)全日本精神薄弱者育成会，生活寮，グループホーム，福祉ホーム等の概要，第39回全日本精神薄弱者育成会全国大会資料集 1990:237-244.
- (31)全日本精神薄弱者育成会，親の会を中心とした地域福祉ネットワークづくり，第40回全日本精神薄弱者育成会全国大会資料集 1991:452-459.
- (32)戸田順子，グループホームにおける実践課題－援助者に焦点を当てて－，障害者地域生活援助研究NO.1，共同作業所全国連絡会 1991:70-77.
- (33)小林繁市，グループホームを支えるネットワーク－伊達市における精神薄弱者の地域ケアの試み－，発達障害研究 1990:12 :14-20.

- (34) 全日本精神薄弱者育成会。働く場を地域の中に。第39回全日本精神薄弱者育成会全国大会資料集 1990。
- (35) 妹尾正。精神薄弱者の定義と障害福祉の理念，社会福祉通論。第一法規 1990:359-365。
- (36) 共同作業所全国連絡会。本当の地域生活ってどんなふうに。共同作業所全国連絡会 1991。
- (37) 全日本精神薄弱者育成会。地域福祉と権利擁護。全日本精神薄弱者育成会 1991。
- (38) 三宅一郎。SPSS統計パッケージII解析編。東洋経済新報社 1977。
- (39) 大村平。多変量解析のはなし。日科技連 1985。
- (40) 福土憲昭。グループホームの現状と展望－実態調査を通して－。愛護 1990:37 :7-15。
- (41) 小沢温，大島正彦，渡辺勲持，稲垣貴彦。グループホームにおける精神薄弱者の生活支援に関する研究。愛知県コロニー発達障害研究所社会福祉学部研究報告 1990:13:1-9。
- (42) 横浜市グループホーム連絡会。私たちがまちの中で生きたい－グループホーム設立のてびき－。横浜市在宅障害者援護協会 1990。
- (43) 中里誠。障害者の社会的自立に関する基礎的研究。ソーシャルワーク紀要 1991:14:3-27。
- (44) 横浜市在宅障害者援護協会。お元気ですか－在援協の仕事－。財団法人横浜市在宅障害者援護協会 1990。
- (45) 池田太郎。精神薄弱児・者の生きがいを求めて－民間ホームの歩み－。日本精神薄弱者愛護協会 1979。

表1 自治体のグループホームへの補助制度の設立年

設立年	自治体
78～80	東京都, 神奈川県, 茨城県, 静岡県
81～83	滋賀県, 中野区, 練馬区, 大分県
84～86	北海道, 杉並区, 横浜市, 山口県, 千葉県 文京区, 町田市, 長野県, 富山県, 金沢市 長崎県
87～89	群馬県, 葛飾区, 台東区, 世田谷区, 石川県 名古屋市, 京都府, 岡山県, 宮崎県, 秋田県 埼玉県, 大田区, 島根県, 兵庫県, 和歌山県 広島県, 佐賀県

表2 国の補助制度と地方自治体の補助制度の特徴

	国の補助制度	地方自治体の補助制度
設置・運営主体	* 精神遅滞者の援護施設、および児童施設を運営する地方公共団体および社会福祉法人など。	* 精神遅滞者の援護施設および児童施設を運営する社会福祉法人。 * 親の会などの障害者福祉にかかわる団体。
対象者	* 就労者、就労予定者で共同生活が可能な者。	* 就労者、就労予定者で共同生活が可能な者。 * 共同作業所、通所授産施設に通っている者で共同生活が可能な者。
定員	* おおむね4名。	* おおむね4～5名。
援助職員	* 資格、性別、年齢は不問。 * 1名。	* 資格、性別、年齢は不問。 * 1名（入居者数によって2名もある）

表3 グループホーム補助制度別の運営主体

N (%)

	国の補助制度 による運営	自治体の補助制度 による運営	制度とは独立 して運営	計
親の会*	0	5(3.5)	1(4.8)	6(2.1)
運営委員会*	0	11(7.7)	0	11(3.9)
個人*	0	14(9.9)	9(42.9)	23(8.2)
その他*	0	4(2.8)	0	4(1.4)
社会福祉法人**	105(88.9)	72(50.7)	4(19.0)	181(64.4)
親の会**	12(10.2)	27(19.0)	6(28.6)	45(16.0)
その他**	1(0.8)	9(6.3)	1(4.8)	11(3.9)
計	118(100.0)	142(100.0)	21(100.0)	281(100.0)***

*:施設を経営していない団体, 個人

**:施設を経営している団体

***:不明2カ所を除く

表4 グループホーム入居者の特徴

		N (%)
1. 1 ホームあたりの人数	1-3人	37(13.1)
	4人	146(51.6)
	5人	38(13.4)
	6-9人	55(19.4)
	10人以上	7(2.5)
計		283(100.0)
2. 性別	男性のみのホーム	133(47.8)
	女性のみのホーム	56(20.1)
	男女混合のホーム	89(32.0)
計		278(100.0) ^{*1}
3. 平均年齢	20歳代のホーム	72(27.3)
	30歳代のホーム	117(44.3)
	40歳代以上のホーム	75(28.4)
計		264(100.0) ^{*2}
4. 障害程度	軽度者のみのホーム	39(14.2)
	軽度、中度者混合のホーム	137(50.0)
	重度者のいるホーム	93(33.9)
	重度者のみのホーム	5(1.8)
計		274(100.0) ^{*3}
5. 身体障害者の有無	身体障害者のいないホーム	206(75.5)
	身体障害者のいるホーム	67(24.5)
計		273(100.0) ^{*4}
6. 精神障害者の有無	精神障害者のいないホーム	197(71.3)
	精神障害者のいるホーム	79(28.6)
計		276(100.0) ^{*5}
7. ホーム入居直前の住居	全員が入所施設、通動寮からのホーム	139(49.5)
	全員自宅からのホーム	61(21.7)
	入所施設、通動寮、自宅からのホーム	81(28.8)
	計	281(100.0) ^{*6}
8. 昼間の活動	全員が一般就労者のホーム	132(66.0)
	全員が作業所、授産施設などの福祉就労者のホーム	41(20.5)
	一般就労者と福祉就労者の混合のホーム	27(13.5)
	計	200(100.0) ^{*7}

*1:不明5を除く

*2:不明19を除く

*3:不明9を除く

*4:不明10を除く

*5:不明8を除く

*6:不明2を除く

*7:不明83を除く

表5 グループホーム援助職員の特徴

		N (%)
1. 1ホームあたりの人数	1人	222(81.0)
	2人	42(15.3)
	3人以上	10(3.6)
	計	274(100.0) ^{*1}
2. 主たる援助職員の年齢	20歳代のホーム	27(10.1)
	30歳代のホーム	60(22.4)
	40歳代のホーム	60(22.4)
	50歳代のホーム	47(17.5)
	60歳以上のホーム	74(27.6)
計	268(100.0) ^{*2}	
3. 援助職員の補助要員 ¹⁾	いる	159(60.2)
	いない-必要性を感じる	70(26.5)
	必要性を感じない	35(13.3)
	計	264(100.0) ^{*4}
4. 休日、緊急時の代替要員	いる	172(63.7)
	いない-必要性を感じる	87(32.2)
	必要性を感じない	11(4.1)
	計	270(100.0) ^{*5}
5. 入居者との同居、別居	同居のホーム	138(52.9)
	別居のホーム	123(47.1)
	計	261(100.0) ^{*5}
6. 前職	福祉施設職員、関係者	95(33.6)
	主婦など	41(14.5)
	前職無し、不明	147(51.9)
	計	283(100.0)
7. 身分	法人、施設などの正規職員	100(39.1)
	パートタイム、臨時職員	52(20.3)
	法人、施設からの委託業務	104(40.6)
	計	256(100.0) ^{*7}
8. 勤務時間	決まっている	104(40.8)
	決まっていない	151(59.2)
	計	255(100.0) ^{*8}
9. 休日	決まっている	151(61.9)
	決まっていない	93(38.1)
	計	244(100.0) ^{*9}
10. 勤務時間に関する意見	決めた方がよい	49(19.0)
	決めた方がよいが、実際には決められない	149(57.8)
	決めない方がよい	60(23.4)
	計	258(100.0) ^{*10}
11. 月給	10万円未満	79(32.5)
	10万円以上-15万円未満	101(41.6)
	15万円以上-20万円未満	36(14.8)
	20万円以上	27(11.1)
	計	243(100.0) ^{*11}
12. 家事援助項目数 ¹²⁾	1	44(15.6)
	2	54(19.1)
	3	107(37.9)
	4	51(18.1)
	5	26(9.2)
計	282(100.0) ^{*12}	

- *1:不明9を除く
 *2:不明15を除く
 *3:援助職員の入居者への援助業務を部分的に手伝う要員
 *4:不明19を除く
 *5:不明13を除く
 *6:不明22を除く
 *7:不明27を除く
 *8:不明28を除く
 *9:不明29を除く
 *10:不明25を除く
 *11:不明40を除く
 *12:家事援助は、食事作り、食料品の買物、掃除、洗濯、金銭管理の5項目でとった。
 *13:不明1を除く

表6 グループホームの運営の特徴

		N (%)
1. 運営に関して運営主体内での話合いの頻度	月4回以上	32(11.3)
	月1～3回	99(35.0)
	年数回	38(13.4)
	なし	18(6.4)
	不明	96(33.9)
計		283(100.0)
2. 運営主体を越えて広がっている連絡、交流組織	ある	62(25.5)
	ない-必要性を感じる	157(64.6)
	必要性を感じない	24(9.9)
計		243(100.0) ^{*1}
3. 援助職員の相談相手	いる-運営法人、施設関係者	213(81.6)
	その他	38(14.6)
	いない	10(3.8)
計		261(100.0) ^{*2}

*1: 不明40を除く

*2: 不明22を除く

表7 グループホーム活動制度(向)の活動制度による運営(A)、自治体の活動制度による運営(B)、施設又は独立して運営(C)と各項目の関係性

項目	グループホームの運営 (N%)			検定	
	A	B	C		
1. 入居者の特徴					
(1) 1ホームあたりの人数	1-3 4 5 6-10	4(11.1) 90(61.2) 12(10.2) 12(18.7)	25(72.2) 52(35.6) 24(16.9) 40(65.6)	6(16.7) 4(2.7) 2(9.5) 9(14.8)	df=6 $\chi^2=56.553^{**}$
(2) 性別	男性のみ 女性のみ 男女混合	65(49.2) 24(42.3) 28(31.8)	56(42.4) 28(50.0) 55(62.5)	11(8.3) 4(7.1) 5(5.7)	N.S.
(3) 平均年齢	20-29 30-39 40-52	25(48.6) 46(39.7) 31(41.9)	32(44.4) 40(51.7) 40(54.1)	5(7.7) 10(8.6) 3(4.1)	N.S.
(4) 障害の程度	軽度者のみ 中度者、軽度者混合 重度者いる	22(74.2) 40(44.1) 31(32.0)	13(7.7) 49(50.7) 55(56.7)	3(7.7) 7(5.1) 11(11.2)	N.S.
(5) 身体障害者の有無	なし あり	92(46.9) 23(35.4)	97(47.3) 37(56.9)	16(7.8) 5(7.7)	N.S.
(6) 精神障害者の有無	なし あり	97(47.2) 24(30.8)	87(44.6) 49(62.8)	16(8.2) 5(6.4)	df=2 $\chi^2=7.471^*$
(7) ホーム入居直前の住居	入所施設 自宅 入所施設、自宅混合	63(46.0) 17(27.9) 37(45.7)	62(45.3) 40(65.6) 39(48.1)	12(8.4) 4(6.6) 5(5.5)	N.S.
(8) 就労の活動	一般就労 (作業所などの) 一般就労、福祉就労混合	71(54.2) 5(12.2) 9(33.3)	49(37.4) 34(82.9) 17(63.0)	11(8.4) 2(4.9) 1(2.7)	df=4 $\chi^2=28.466^{**}$
2. 援助職員の特徴					
(1) 1ホームあたりの人数	1 2以上	100(45.2) 16(31.4)	106(48.0) 30(58.8)	15(6.4) 5(8.8)	N.S.
(2) 上なる援助職員の年齢	20-29 40-59 60-72	27(43.0) 48(45.2) 22(35.4)	48(55.8) 51(48.1) 30(46.2)	1(1.2) 7(6.6) 12(18.5)	df=4 $\chi^2=16.371^{**}$
(3) 援助職員の補助要員	あり (必要性を感じるが)なし (必要性を感じない)なし	70(44.6) 17(24.3) 22(85.7)	72(45.9) 49(70.0) 11(31.4)	15(9.6) 9(5.7) 1(2.8)	df=4 $\chi^2=20.719^{**}$
(4) 休日、緊急時の代替要員	あり (必要性を感じるが)なし (必要性を感じない)なし	87(48.8) 25(28.7) 2(18.2)	79(46.5) 51(58.6) 7(62.4)	4(4.7) 11(12.6) 2(18.2)	df=4 $\chi^2=15.327^{**}$
(5) 入居者との関係、別居	同居 別居	41(29.5) 71(58.2)	44(61.3) 44(38.1)	12(8.8) 7(5.7)	df=2 $\chi^2=21.053^{**}$
(6) 前職	施設関係者 主婦など	37(39.4) 21(52.5)	52(55.3) 18(45.0)	5(5.3) 1(2.5)	N.S.
(7) 身分	正規職員 パート 兼務委託	30(30.3) 29(55.8) 53(51.0)	42(62.3) 23(44.2) 44(42.3)	7(7.1) 0(0.0) 7(6.7)	df=4 $\chi^2=15.274^{**}$
(8) 勤務時間	決まっている 決まっていない	50(49.0) 62(41.1)	49(48.0) 75(49.7)	3(2.9) 14(9.3)	N.S.
(9) 休日	決まっている 決まっていない	77(51.7) 28(30.1)	65(41.6) 55(59.1)	7(6.7) 10(10.8)	df=2 $\chi^2=11.508^{**}$
(10) 勤務時間に関する意見	決めた方がよい 決めた方がよいが、 実際には決められない 決めない方がよい	20(42.6) 53(37.6) 28(62.3)	25(53.2) 46(57.7) 16(26.7)	2(4.3) 10(6.7) 4(10.0)	df=4 $\chi^2=17.264^{**}$
(11) 月給	-10万円 11-15 16-20 21-	33(42.3) 52(51.5) 22(62.9) 1(5.6)	39(50.0) 42(42.8) 13(37.1) 17(94.4)	6(7.7) 6(5.9) 0(0.0) 0(0.0)	df=4 $\chi^2=22.716^{**}$
(12) 従事者援助項目数	1, 2 3, 4 5	42(42.3) 62(58.5) 17(50.0)	51(52.6) 81(51.4) 10(28.5)	4(4.1) 14(8.8) 3(11.5)	N.S.
3. 運営の特徴					
(1) 運営に閉じて運営主	月4日以上 体内での話し合いの頻度	月4日以上 月1-4 年数回 なし	10(59.4) 46(48.9) 29(16.3) 46(47.9)	1(3.1) 4(4.1) 2(5.3) 14(14.6)	df=6 $\chi^2=23.903^{**}$
(2) 運営主体を補って止がっている連絡、交流組織	あり (必要性を感じるが)なし (必要性を感じない)なし	16(25.8) 78(49.7) 6(25.0)	45(72.6) 65(41.4) 15(62.5)	1(1.8) 14(8.9) 3(12.5)	df=4 $\chi^2=21.012^{**}$
(3) 援助職員の相談相手	あり (必要性を感じるが)なし (必要性を感じない)なし	106(50.0) 5(13.2) 1(10.0)	101(47.6) 23(60.5) 6(60.0)	5(2.4) 10(26.3) 3(30.0)	df=4 $\chi^2=48.788^{**}$

*p<0.05
**p<0.01

表8 グループホーム生活における入居者の問題

	N (%)		
	ある	ない	計
1. 入居者が、職場、通所施設（作業所）で問題を起こすことがありますか。	227(82.2)	49(17.8)	276(100.0)* ¹
2. 入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状の悪化、いわゆる問題行動など）で一時的にグループホーム生活が困難になったことがありますか。	139(50.2)	138(49.8)	277(100.0)* ²
3. 入居者同士のトラブルで困ることがありますか。	200(71.2)	81(28.8)	281(100.0)* ³

*1:不明7を除く

*2:不明6を除く

*3:不明2を除く

表10 グループホーム生活における入居者の問題とその対応

() 内は回答数

1. 職場, 通所施設(作業所)などの通所先での入居者の起こす問題への対応

- ①グループホーム内対応→・援助職員でなんとか解決できる。(43)
・援助職員で解決しているが大変である。(16)
- ②グループホーム外対応→・他の職員(バックアップ施設などの)と (147)
協力して解決している。
・他の職員(バックアップ施設などの)の (19)
仕事である。
-

2. グループホーム内での入居者の一時的な状態の悪化(発作, 精神症状, 問題行動など)への対応

- ①グループホーム内対応→・グループホーム内で援助職員が解決した。(36)
・グループホーム内で専門的な援助を受け (30)
て解決した。
- ②グループホーム外対応→・入所の施設に戻した。(40)
・(精神病院などに)入院した。(15)
-

3. グループホーム内での入居者間のトラブル

- ①グループホーム内対応→・援助職員でなんとか解決できる。(87)
・援助職員で解決しているが大変である。(27)
- ②グループホーム外対応→・他の職員(バックアップ施設などの) (86)
と協力して解決している。
-

表11 入居者の問題への対応のパターン

職場、通所施設 ¹⁾	状態の悪化 ²⁾	トラブル ³⁾	GH ⁴⁾ 数
1. GH内対応 ⁵⁾	1. GH内対応	1. GH内対応	20*
		2. GH外対応 ⁶⁾	2
		3. なし ⁷⁾	3*
	2. GH外対応	1. GH内対応	8
		2. GH外対応	1
		3. なし	1
	3. なし	1. GH内対応	11*
		2. GH外対応	1
		3. なし	9
2. GH外対応	1. GH内対応	1. GH内対応	16
		2. GH外対応	14
		3. なし	4
	2. GH外対応	1. GH内対応	10
		2. GH外対応	27**
		3. なし	2**
	3. なし	1. GH内対応	26
		2. GH外対応	30**
		3. なし	23
3. なし	1. GH内対応	1. GH内対応	1*
		2. GH外対応	1
		3. なし	2
	2. GH外対応	1. GH内対応	2
		2. GH外対応	1**
		3. なし	3
	3. なし	1. GH内対応	9
		2. GH外対応	2
		3. なし	26
計			255 ⁸⁾

1) 職場、通所施設（作業所）などの通所先での入居者の起こす問題

2) グループホーム内での入居者の一時的な状態の悪化（発作、精神症状、問題行動など）

3) グループホーム内での入居者間のトラブル

4) グループホームをGHとした

5), 6) 表10の分類を利用した

7) 問題のない場合を「なし」とした

8) 一つでも未記入のもの28カ所を除いた

*: 2つ以上の項目でグループホーム内対応をし、かつ、グループホーム外対応の項目が1つもないものを「GH内対応群」とした。

GH内対応群は、職場、通所施設（グループホーム内対応）、状態の悪化（グループホーム内対応）トラブル（未記入）の1箇所を加えて、36箇所となった。

** : 2つ以上の項目でグループホーム外対応をし、かつ、グループホーム内対応の項目が1つもないものを「GH外対応群」とした。

GH外対応群は、職場、通所施設（グループホーム外対応）、状態の悪化（グループホーム外対応）トラブル（未記入）の2箇所を加えて、62箇所となった。

表12 入居者の問題への対応（グループホーム内対応群と外対応群）と各項目との関連

項目	内対応群	外対応群	検定
1. 入居者の特徴			
① 1 ホームあたりの人数	1-3 7(70.0)	3(30.0)	df=1
	4 10(21.7)	26(78.3)	$\chi^2=12.695^{**}$
	5 3(31.3)	11(68.8)	
	6-10 14(52.8)	12(46.2)	
② 性別	男性のみ 14(29.8)	33(70.2)	df=2
	女性のみ 5(25.0)	15(75.0)	$\chi^2=7.253^*$
	男女混合 17(56.7)	13(43.3)	
③ 平均年齢	20-29 4(17.4)	19(82.6)	df=2
	30-39 19(50.0)	19(50.0)	$\chi^2=1.206^*$
	40-52 9(20.0)	21(70.0)	
④ 障害の程度	軽度者のみ 3(23.1)	10(76.9)	df=3
	中度者、軽度者混合 12(26.7)	23(73.3)	$\chi^2=8.523^{**}$
	重度者いる 21(55.3)	17(44.7)	
⑤ 身体障害者の有無	なし 24(32.4)	50(67.6)	N.S.
	あり 11(52.4)	10(47.6)	
⑥ 精神障害者の有無	なし 21(32.8)	41(67.2)	N.S.
	あり 15(45.5)	18(54.5)	
⑦ ホーム入居直前の住居	入所施設 15(27.3)	40(72.7)	df=2
	自宅 8(80.0)	2(20.0)	$\chi^2=10.332^{**}$
	入所施設、自宅混合 13(40.6)	19(59.4)	
⑧ 退院後の活動	一般就労 20(27.4)	53(72.6)	df=2
	(作業所などの) 福祉就労 8(80.0)	2(20.0)	$\chi^2=11.791^{**}$
	一般就労、福祉就労混合 6(50.0)	6(50.0)	
2. 援助職員の特徴			
① 1 ホームあたりの人数	1 23(28.5)	55(70.5)	df=1
	2以上 12(70.6)	5(29.4)	Fisher直接確率 $p=0.00255$
② 主たる援助職員の年齢	20-29 12(48.0)	13(52.0)	N.S.
	40-59 7(28.0)	18(72.0)	
	60-72 15(27.5)	25(62.5)	
③ 援助職員の補助要員	あり 13(26.5)	36(73.5)	df=2
	(必要性を感じる) なし 20(69.0)	9(31.0)	$\chi^2=18.477^{**}$
	(必要性を感じない) なし 2(12.3)	13(87.7)	
④ 休日、緊急時の代替要員	あり 15(25.0)	45(75.0)	df=2
	(必要性を感じる) なし 20(60.0)	12(39.4)	$\chi^2=11.596^{**}$
	(必要性を感じない) なし 1(50.0)	1(50.0)	
⑤ 入居者との関係、別居	同居 23(57.5)	17(42.5)	df=1
	別居 10(20.8)	38(79.2)	$\chi^2=11.000^{**}$
⑥ 前職	施設関係者 18(54.5)	15(45.5)	df=1
	主婦など 2(14.3)	12(85.7)	Fisher直接確率 $p=0.02197$
⑦ 身分	正規職員 19(45.2)	23(54.8)	
	パート 8(30.0)	14(70.0)	
	業務委託 9(30.0)	21(70.0)	
⑧ 勤務時間	決まっている 9(21.4)	22(70.6)	df=1
	決まっていない 23(47.9)	25(52.1)	$\chi^2=5.752^*$
⑨ 休日	決まっている 15(25.0)	45(75.0)	df=1
	決まっていない 18(60.0)	12(40.0)	$\chi^2=9.037^{**}$
⑩ 勤務時間に関する意見	- 決めた方がよい 7(30.4)	16(69.6)	N.S.
	- 決めた方がよいが、 実際には決められない 23(44.2)	29(55.8)	
	- 決めない方がよい 4(23.5)	13(76.5)	
⑪ 家事援助項目数	1-2 9(20.4)	26(74.3)	df=2
	3-4 4(40.0)	9(60.0)	$\chi^2=9.720^{**}$
	5 8(80.0)	2(20.0)	
3. 運営の特徴			
① 運営に関して運営主	月4以上 1(6.3)	15(93.8)	df=3
	休内での話合いの頻度 月1-4 12(35.3)	22(64.7)	$\chi^2=11.738^{**}$
	年数回 3(25.0)	9(75.0)	
	なし 18(54.5)	15(45.5)	
② 運営主体を揃えて広がっている体制、交流組織	あり 3(16.7)	15(83.3)	df=2
	(必要性を感じる) なし 21(41.2)	20(58.8)	$\chi^2=15.500^{**}$
	(必要性を感じない) なし 10(90.9)	1(9.1)	
③ 援助職員の相談相手	あり 22(27.5)	38(72.5)	df=2
	(必要性を感じる) なし 11(84.6)	2(15.4)	$\chi^2=20.726^{**}$
	(必要性を感じない) なし 3(100.0)	0(0.0)	
④ 補助制度	国のG II 8(18.6)	35(81.4)	df=2
	自治体のG II 24(55.1)	23(64.9)	$\chi^2=11.434^{**}$
	独自運営のG II 4(57.1)	3(42.9)	

* $p<0.05$ ** $p<0.01$

表13 身分, 待遇についての意見

待遇	身分			計
	N (%)			
	現状でよい	不満足 ¹⁾	その他	
現状でよい	114(95.0)*	4(3.0)	2(1.7)	120(100.0)
不満足 ¹⁾	36(27.7)	84(64.6)**	10(7.7)	130(100.0)
その他	3(27.3)	2(18.2)	6(54.5)	11(100.0)
計	153(58.6)	90(34.5)	18(6.9)	261(100.0) ²⁾

1) 「不満だが仕方がない」, 「今のままでと長くは続けられない」の回答を不満足とした

2) 身分, 待遇いづれかの意見に未回答の22を除いた

*: 「満足群」とした

** : 「不満足群」とした

・ 「現状でよい」, 「不満足」の回答を身分と待遇の2×2のクロス表で検定
df=1, $\chi^2=11.043$ (1.97の補正), $p<0.01$

表14. 身分、待遇についての「満足群」と「不満足群」と各項目との関連

項 目	満足群	不満足群	検定
1. 入居者の特徴			
①1ホームあたりの人数	1-3 15(55.6)	12(44.4)	X.S.
	4 61(82.2)	27(37.8)	
	5 12(46.2)	14(52.8)	
	6-10 25(55.3)	21(44.7)	
②性別	男性のみ 56(59.6)	26(40.4)	X.S.
	女性のみ 20(55.8)	16(44.4)	
	男女混合 36(57.1)	27(42.9)	
③平均年齢	20-29 28(58.7)	23(42.3)	X.S.
	30-39 52(82.7)	31(37.3)	
	40-52 24(50.0)	24(50.0)	
④障害の程度	軽度者のみ 18(81.5)	10(28.5)	X.S.
	中度者、軽度者混合 42(50.8)	40(39.2)	
	重度者のいる 32(51.6)	30(48.4)	
⑤身体障害者の有無	なし 37(82.1)	53(37.9)	X.S.
	あり 24(49.0)	25(51.0)	
⑥精神障害者の有無	なし 31(59.1)	56(40.9)	X.S.
	あり 20(50.8)	29(49.2)	
⑦ホーム入居直前の住居	入所施設 56(54.9)	46(45.1)	X.S.
	自宅 23(82.9)	13(26.1)	
	入所施設、自宅混合 24(58.6)	24(41.4)	
⑧昼間の活動	一般就労 54(80.7)	35(29.3)	df=2 $\chi^2=6.789^*$
	(作業所などの)福祉就労 9(23.2)	18(66.7)	
	一般就労、福祉就労混合 12(63.2)	7(36.8)	
2. 援助職員の特徴			
①1ホームあたりの人数	1 92(57.9)	67(42.1)	X.S.
	2以上 21(55.2)	17(44.7)	
②主たる援助職員の年齢	20-29 32(59.3)	28(46.7)	X.S.
	40-49 42(51.8)	37(45.2)	
	60-72 32(68.1)	13(27.9)	
③援助職員の補助要員	あり 69(82.3)	40(36.7)	df=2 $\chi^2=22.412^{**}$
	(必要性を感じるが)なし 19(34.0)	35(66.0)	
	(必要性を感じない)なし 21(87.5)	3(12.5)	
④休日、緊急時の代替要員	あり 38(85.5)	41(24.5)	df=2 $\chi^2=10.311^{**}$
	(必要性を感じるが)なし 21(27.3)	40(52.3)	
	(必要性を感じない)なし 3(100.0)	0(0.0)	
⑤入居者との関係、別居	同居 32(55.2)	42(44.7)	X.S.
	別居 57(58.2)	41(41.8)	
⑥前職	施設関係者 35(50.7)	34(49.3)	X.S.
	主婦など 22(64.7)	12(25.3)	
⑦身分	正職員 42(63.5)	24(36.5)	df=2 $\chi^2=10.342^{**}$
	パート 16(25.6)	28(64.4)	
	業務委託 46(82.2)	28(27.8)	
⑧勤務時間	決まっている 50(57.5)	27(42.5)	X.S.
	決まっていない 57(54.9)	47(45.2)	
⑨休日	決まっている 67(65.8)	28(16.2)	X.S.
	決まっていない 28(45.8)	45(54.2)	
⑩勤務時間に關する意見			X.S.
	・決めた方がよい 22(56.4)	17(43.6)	
	・決めた方がよいが、 実際には決められない 49(47.5)	54(52.4)	
	・決めない方がよい 35(79.5)	9(20.5)	
⑪月給	-10万円 34(52.2)	31(47.8)	df=2 $\chi^2=4.900^*$
	11-15 65(66.7)	33(33.3)	
	16- 5(23.2)	10(66.7)	
⑫家事援助項目数	1,2 47(80.3)	31(29.7)	X.S.
	3,4 20(54.1)	17(45.9)	
	5 16(89.6)	7(20.4)	
3. 運営の特徴			
①運営に關して運営主 体内での話し合いの頻度	月4以上 11(51.0)	9(45.0)	X.S.
	月1-4 40(51.5)	25(38.5)	
	年数回 14(45.2)	17(54.8)	
	なし 42(58.8)	32(43.2)	
②運営主体を越えて広が っている連絡、交流組織	あり 22(55.0)	18(45.0)	X.S.
	(必要性を感じるが)なし 74(55.2)	60(44.8)	
	(必要性を感じない)なし 11(69.8)	5(31.2)	
③援助職員の相談相手	あり 86(57.0)	65(43.0)	X.S.
	(必要性を感じるが)なし 18(64.7)	9(33.3)	
	(必要性を感じない)なし 3(27.5)	5(52.5)	
④補助制度	国のGⅡ 54(84.7)	27(23.2)	df=2 $\chi^2=14.369^{**}$
	自治体のGⅡ 45(45.0)	55(55.0)	
	独自運営のGⅡ 12(64.7)	2(11.2)	

図 1 新神戸滞者のグループホーム
数の年次推移

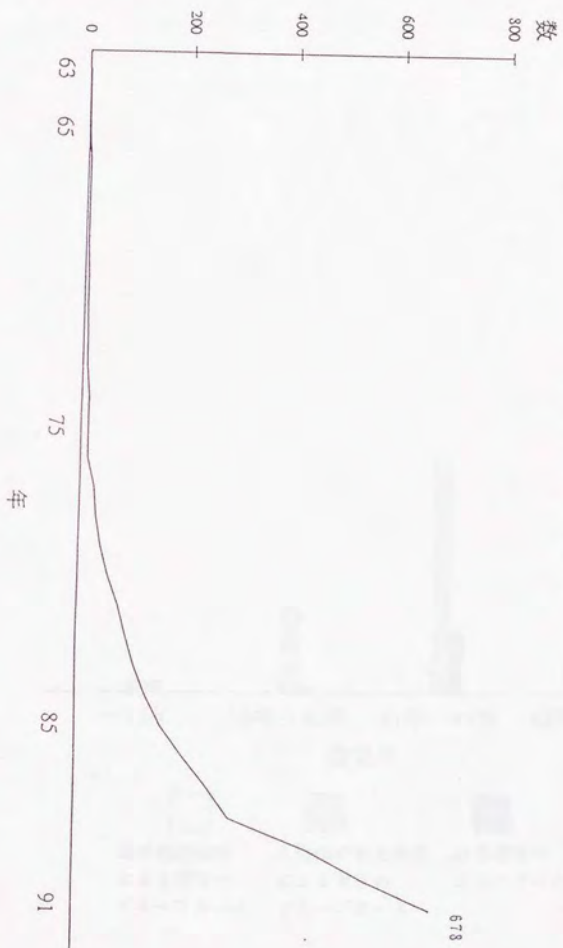


図 2 対象のグループホームの設立時期

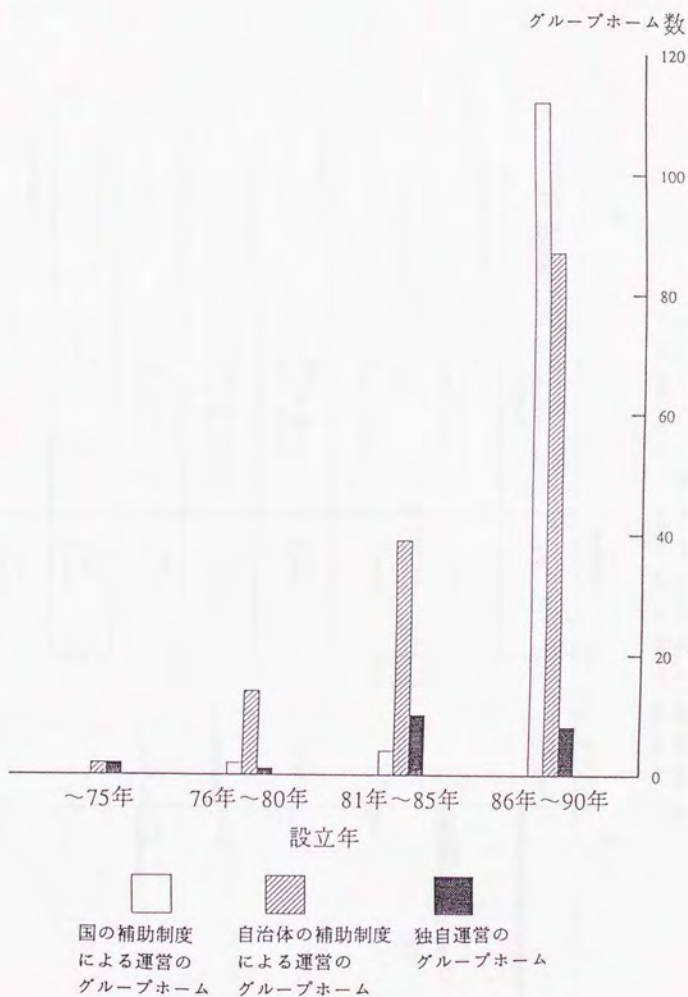


図 3 人 際 費 への 出 道 への 対応 (G H 内 部 対応 と G H 外 部 対応) を 目的 数 値 と した 数 値 化 ロ 弊 に よ る 解 析 結果

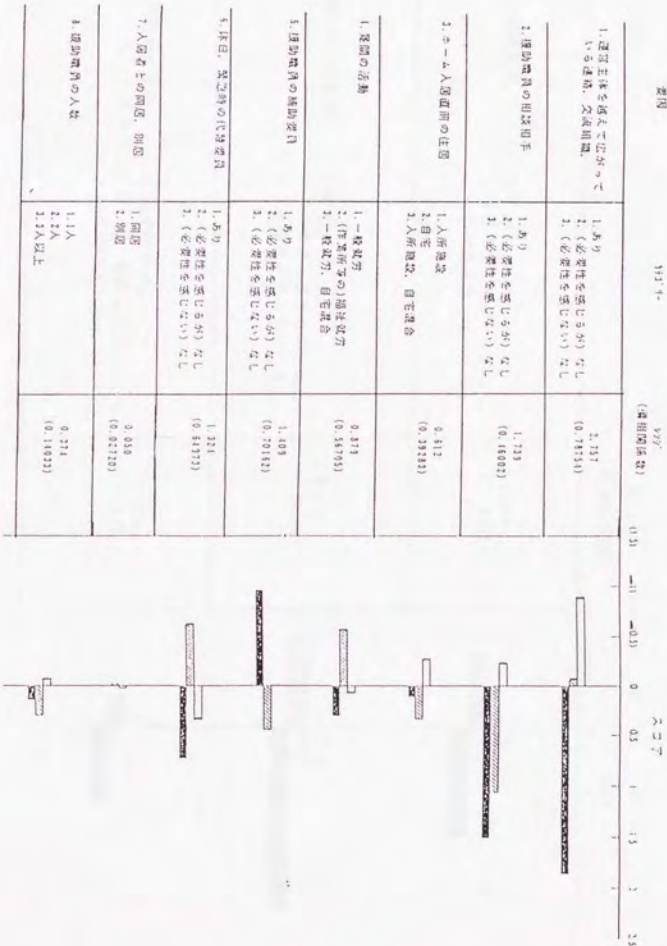
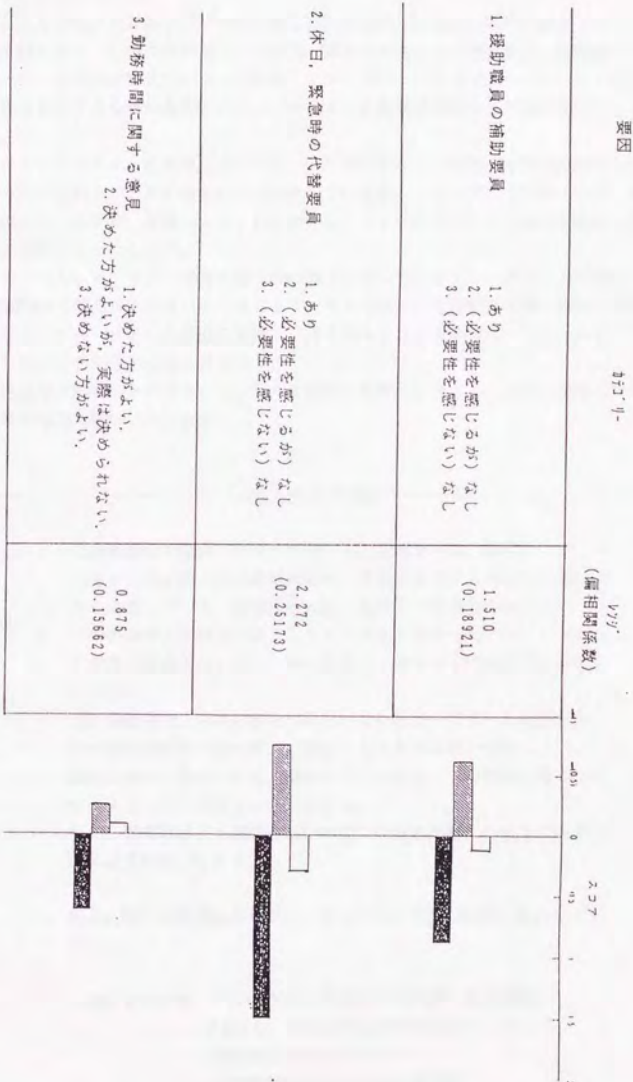


図 4 援助職員の仕事・待遇について
 意見（満足群・不満足群）を目的変数
 とした数量化Ⅱ解析結果



満足群・・・得点の平均(-0.07414), 標準偏差(0.06122)
 不満足群・・・得点の平均(0.088469), 標準偏差(0.05396)

グループホーム・生活寮に関する調査

調査のお願い

暑い夏は爽やかな秋を約束する、と念じつつ猛暑を耐えてまいりましたが、皆様がたは元気で過ごし出来ましたでしょうか。

さて、私ども愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所社会福祉学部内の研究グループは、厚生省心身障害者研究班の「地域生活援助方法の開発に関する研究」（分担研究者 広瀬貴一）の中でグループホーム・生活寮の研究を行ってきましたが、今回、今後のグループホーム・生活寮運営の諸問題を明らかにするために全国のグループホーム・生活寮を対象とした調査を行なうことにいたしました。

いま、グループホーム・生活寮は従来の入所型施設でもなく、家庭、または里親的なものとも違った住居として注目され、その数を急速に増やしています。ここでは、この種の住居、すなわち、グループホーム、生活寮、生活ホーム、自立ホーム・・・と呼ばれているものを総称して「グループホーム」と呼ぶことにします。

この調査のねらいは、まず、多様な要求や形態で広がっているグループホームの実態、および、運営上の諸問題を明らかにすることにあります。そして次に、その結果を単に制度の改革に役立てるだけでなく、グループホーム実践の蓄積、交流を通してよりよいグループホームを作りあげていく一助としたい、というところにあります。

以上の趣旨をご理解いただきまして、日々の実践でお忙しいところ、大変とは存じますが、よろしく調査にご協力お願いいたします。

記入上のお願い

- ・ この調査の対象は、グループホーム、生活ホーム、生活寮、自立ホーム……など数人の精神薄弱者が、世話人などによる援助を受けながら生活している一般の住居に近いものすべてを含みます。
- ・ この調査票は世話人が記入してください。ひとつのグループホームに複数の世話人がいらっしゃる場合は、なるべく代表の方がご記入ください。
- ・ まだ準備中で、入居が開始されていないグループホームの場合は、その旨をお書きいただき、ご返送して下さい幸いです。
- ・ 調査の集計にあたっては、個々のグループホームの名前が明らかになるようなまとめ方はいたしません。
- ・ なお、調査票は、1週間ぐらいの間に同封の封筒に入れてご返送下さるようお願いいたします。
- ・ 調査に関して疑問などがございましたら、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：グループホーム研究会（代表 渡辺勤持）
〒480-03 愛知県春日井市神屋町713-8
愛知県心身障害者コロニー
発達障害研究所社会福祉学部内
Tel. 0568(88)0811（内線）3507, 3508

運営についてお聞きします

- 【1】 グループホームの住所 _____
電話 _____
名称 _____
特別の名称がない場合、郵便物のあて名は何ですか。 _____
- 【2】 開設年月 _____ 年 _____ 月
- 【3】 運営主体の名称 _____
運営主体の種類（あてはまるものに○をつけてください）
- 1 社会福祉法人
 - 2 その他の法人
 - 3 親の会
 - 4 その他の組織、団体
 - 5 グループホーム運営のためにできた組織（運営委員会など）
 - 6 個人
 - 7 その他（ _____ ）
- 【4】 前問【3】で3から7を選んだ方のみ記入してください。
当運営主体が他に運営している施設、または、グループホームがありましたら施設名をご記入ください。
- ・ _____
・ _____
・ _____
- ・ _____
・ _____
・ _____
- ・ _____
・ _____
・ _____
- 【5】 このグループホームは次のどの制度にもとづいていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。
- 1 国の制度にもとづいている
 - 2 地方自治体の制度にもとづいている
 - 3 独自にやっている
 - 4 その他（ _____ ）

建物についてお聞きします

- 【6】 住まいの形態は次のどれですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。
- 1 一戸建て
 - 2 集合住居
 - 3 その他（ _____ ）
- 【7】 住まいの所有者は次のどれですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。
- 1 地方自治体
 - 2 運営主体（組織）
 - 3 運営主体関係者（個人）
 - 4 第三者（個人）
 - 5 入居者
 - 6 その他（ _____ ）
- 【8】 土地の所有者はどなたですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。
- 1 地方自治体
 - 2 運営主体（組織）
 - 3 運営主体関係者（個人）
 - 4 第三者（個人）
 - 5 入居者
 - 6 その他（ _____ ）
- 【9】 今のお住まいと同じくらいの土地、建物をその近辺で購入するとしたら現在おおよそいくらぐらいですか。
※ アパートなどの部分を借りている場合はこの質問に回答していただく必要はありません。
- 約 _____ 万円
- 【10】 借家料を支払っている場合、お答えください。
- 1 借家料（月額） _____ 円
 - 2 権利金 _____ 円
 - 3 敷金 _____ 円
 - 4 礼金 _____ 円
 - 5 契約更新の条件（期間、期限、使用制限、その他）

- 【11】 お住まいの広さはどれくらいですか。
_____ DK、または _____ LDK _____ 平方メートル

入居者についてお聞きします

【12】 このグループホームに定員はありますか。

- 1 ある → 何人ですか。 _____ 人
 2 ない → 何人くらい住めますか。 _____ 人くらい

【13】 このグループホームの利用目的についておうかがいします。

設問1 緊急一時保護として一時的に利用することがありますか。

- 1 ある → 1 田月平均何人くらい利用していますか。 _____ 人
 2 ない

設問2 生活訓練として一時的に入居することがありますか。

- 1 ある → 1 回何人くらい利用できますか。 _____ 人
 現在利用している人がいたら人数を記入してください。 _____ 人
 2 ない

【14】 現在の入居者全員について、下の表に記入するか、あてはまるものを選んでください。

※ なお、前問【13】の目的で入居している人は除外してください。

以下「入居者」には、【13】の目的での入居者は除かれます。

入居者	性	年齢	ちえおくれの程度(あてはまるもの一つに○)	身体障害の有無と程度	精神障害の有無	直前の住居(あてはまるもの一つに○)	居室
A	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
B	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
C	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
D	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
E	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
F	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
G	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
H	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
I	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数
J	男・女	___歳	重・中・軽・無	___級・無	有・無	入所施設・通動寮・自宅・その他	個室・複数

【15】 入居者の現在の昼間の仕事、活動について下の表であてはまるもの一つに○をつけてください。

※ 入居者の記号(A…J)は前問【14】に合わせてください。

以下、問い【20】まで同様に入居者の記号を合わせてください。

A	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
B	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
C	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
D	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
E	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
F	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
G	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
H	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
I	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)
J	イ	正規雇用	ロ	パート、臨時	ハ	職場実習・見習い	ニ	作業所・授産所等	ホ	その他(_____)

世話人についてお聞きします。

【24】 このグループホームには世話人がいますか。

- 1 はい → 何人ですか。 _____ 人
 2 いいえ → 入居者に対する援助はどういう方法でやっていますか。

【25】 前問【24】の世話人の方とは別にこのグループホームにかかわっている人についてうかがいます。

設問1 世話人の仕事を部分的に手伝う人はいますか。

- 1 いる → 何人いますか。 _____ 人
 その方たちの身分、所属は何ですか。 _____
 どのような仕事をしてもらっていますか。 _____
 2 いない → そうした人が必要ですか。
 1 はい 2 いいえ

設問2 世話人の病気、休日などの時の代替要員はいますか。

- 1 いる → 何人いますか。 _____ 人
 その方たちの身分、所属は何ですか。 _____
 どのような仕事をしてもらっていますか。 _____
 2 いない → そうした人が必要ですか。
 1 はい 2 いいえ

【26】 世話人について下の表に記入してください。なお、この調査票の記入者には記号(イ…ニ)に○をつけてください。

世話人	性別	年齢	同別居	資格	前職	配偶者の有無
イ	男・女	____ 歳	同居・別居	_____	_____	無・有(配偶者の職業 _____)
ロ	男・女	____ 歳	同居・別居	_____	_____	無・有(配偶者の職業 _____)
ハ	男・女	____ 歳	同居・別居	_____	_____	無・有(配偶者の職業 _____)
ニ	男・女	____ 歳	同居・別居	_____	_____	無・有(配偶者の職業 _____)

【27】 世話人について、下の表に記入してください。

※ 前問【26】と世話人の記号(イ…ニ)を合わせてください。

世話人	運営主体との契約 (あてはまる番号 一つに○)	勤務時間 (あてはまる番号 一つに○)	休日 (あてはまる番号 一つに○)	有給休暇 (あてはまる番号 一つに○)	給料
イ	1. 正職員 2. パート(嘱託) 3. 業務委託	1. 決まっている → 1日 ____ 時間 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1月 ____ 日 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1年 ____ 日 2. 決まっていない	月 ____ 円
ロ	1. 正職員 2. パート(嘱託) 3. 業務委託	1. 決まっている → 1日 ____ 時間 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1月 ____ 日 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1年 ____ 日 2. 決まっていない	月 ____ 円
ハ	1. 正職員 2. パート(嘱託) 3. 業務委託	1. 決まっている → 1日 ____ 時間 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1月 ____ 日 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1年 ____ 日 2. 決まっていない	月 ____ 円
ニ	1. 正職員 2. パート(嘱託) 3. 業務委託	1. 決まっている → 1日 ____ 時間 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1月 ____ 日 2. 決まっていない	1. 決まっている → 1年 ____ 日 2. 決まっていない	月 ____ 円

【28】 世話人の勤務時間についてお聞きします。勤務時間は決められていた方がよいですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 ぜひ決めるべきである
- 2 決める方がよいが実際には決められない
- 3 決めない方がよい
- 4 その他 (_____)

【29】 入居者の家事についてお聞きします。あてはまるもの一つに○をつけてください。

項目1 食事作り

- 1 世話人がやっている
- 2 出来るかぎり手伝ってもらっている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人が手伝う ハ その他 (_____)
- 3 出来るかぎりまかせている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人にまかせる ハ その他 (_____)
- 4 その他 (_____)

項目2 食料品の買物

- 1 世話人がやっている
- 2 出来るかぎり手伝ってもらっている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人が手伝う ハ その他 (_____)
- 3 出来るかぎりまかせている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人にまかせる ハ その他 (_____)
- 4 その他 (_____)

項目3 共同使用部分の掃除

- 1 世話人がやっている
- 2 出来るかぎり手伝ってもらっている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人が手伝う ハ その他 (_____)
- 3 出来るかぎりまかせている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人にまかせる ハ その他 (_____)
- 4 その他 (_____)

項目4 洗濯（個人のもので、クリーニング屋に出すものは除く）

- 1 世話人がやっている
- 2 出来るかぎり手伝ってもらっている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人が手伝う ハ その他 (_____)
- 3 出来るかぎりまかせている
→ どうしてますか。 イ 当番制 ロ 出来る人にまかせる ハ その他 (_____)
- 4 その他 (_____)

【30】 入居者の医療に関してうかがいます。あてはまるもの一つに○をつけてください。

設問1 職場、通所先での健康管理・健康診断は十分行われていると思いますか。

- 1 十分行われていると思う
- 2 一部、不十分と思われる人がいる
- 3 ほとんどが不十分と思われる
- 4 その他 (_____)

設問2 日常の医療で特に協力してもらっている医療機関がありますか。

- 1 ある → どんな関係の医療機関ですか。 _____
- 2 ない → 困っていますか。 _____
 - 1 困っている（どんなことを望みますか。 _____）
 - 2 困っていない（理由 _____）

【31】 世話人の方がかかえる問題と、その解決方法についてうかがいます。

設問1 入居者が職場、通所施設で問題を起こすことがありますか。

- 1 ある → どう解決されていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。
 - 1 世話人で何とか解決できる
 - 2 世話人で解決しているが大変である
 - 3 他の職員と協力して解決している（どんな関係の人ですか。 _____）
 - 4 他の職員などの仕事である（どんな関係の人ですか。 _____）
 - 5 その他（ _____）
- 2 ない

設問2 入居者の一時的な状態の悪化（発作、神経症状の悪化、いわゆる問題行動の悪化など）で一時的にグループホーム生活が困難になったことがありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 あった → その場合どうされました。
 - 1 グループホームで世話人が解決した
 - 2 グループホームで専門的援助を得て解決した（どこの専門家ですか。 _____）
 - 3 施設に戻した（どこの施設ですか。 _____）
 - 4 入院した
 - 5 その他（ _____）
- 2 なかった

設問3 入居者同士のトラブルで困ることがありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- 1 ある → その場合どうされますか。
 - 1 世話人で何とか解決できる
 - 2 世話人で解決しているが大変である
 - 3 他の職員と協力して解決している（どんな関係の人とですか。 _____）
 - 4 その他（ _____）
- 2 ない

【32】 以下にあげた入居者の金銭管理はどなたが行なっていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

項目1 小遣い、日常生活費の管理

- 1 本人
- 2 世話人
- 3 運営主体の責任者
- 4 保護者
- 5 その他（ _____）

項目2 入居者の給料などの収入の管理

- 1 本人
- 2 世話人
- 3 運営主体の責任者
- 4 保護者
- 5 その他（ _____）

項目3 入居者の貯金などの財産の管理

- 1 本人
- 2 世話人
- 3 運営主体の責任者
- 4 保護者
- 5 その他（ _____）

【33】 入居者の日曜、祭日の余暇の過ごし方についてうかがいます。

設問1 障害者の施設で余暇の場を提供してもらっていますか。

- 1 はい → 年何回くらい利用しますか。 _____ 回
- 2 いいえ

設問2 地域のボランティア組織や福祉機関、団体が行う障害者のための取り組み、行事などに参加していますか。

- 1 はい → 年何回くらい利用しますか。 _____ 回
- 2 いいえ

設問3 地域内の習い事、娯楽施設などで協力してもらっている所がありますか。

- 1 ある → どんな所ですか。 _____
- 2 ない

【34】 グループホームに男女が一緒に住むことについてどう思われますか。

次のうちあなたと近い意見を一つだけ選んで○をつけてください。

- 1 今の一般社会通念では不自然であるので、別々に住んだ方がよい
- 2 建物や部屋の構造を工夫すれば一緒に住んでもかまわない
- 3 別々にするのはかえって不自然であり、一緒に住むべきである
- 4 その他（ _____）

【35】 世話人が困ったときに相談できる人がいますか。

1 はい → 所属、職種を教えてください。何人でも結構です。

2 いいえ _____

【36】 このグループホームにいわゆる問題行動を持っていたり、身辺自立の出来ていない障害の重度の方が入居するとしたら、あなたのお考えに最も近いものは次のどれですか。一つだけ選んで○をつけてください。

1 すでに受け入れている

2 今のままで受け入れられる

3 専門的援助があれば受け入れられる

4 世話人が増えれば受け入れられる

5 専門的援助と世話人の増員の両方の条件が整えば受け入れられる

6 どんな条件を整えても無理である

7 その他 (_____)

【37】 世話人（この場合あなたご自身のことについて）の身分、待遇について意見をお聞きます。

設問1 身分（雇用関係など）についてあなたのお考えに最も近いものを一つだけ選んで○をつけてください。

1 今のままでよい

2 不満だがしかたない

3 今のままだと不安定だから将来的に別の仕事を捜さなければならない

4 その他 (_____)

設問2 待遇（賃金、勤務時間など）についてあなたのお考えに最も近いものを一つだけ選んで○をつけてください。

1 今のままでよい

2 不満だがしかたない

3 今のままだと長くは続けられない

4 その他 (_____)

【38】 世話人に対する学習、研修についてのお考えをうかがいます。

項目1 専門家、第一人者の講演を聞きたい

1 はい → どんな内容の話を聞きたいですか。 _____

2 いいえ _____

項目2 研修会があったら参加したい

1 はい → どの様な内容の研修会を望みますか。 _____
期間はどの位がいいですか。 年 _____ 日くらい

2 いいえ _____

項目3 グループホームの現場で指導が受けられるようにしてほしい

1 はい → どんな内容の指導を望んでいますか。 _____

2 いいえ → どうしてですか。 _____

【39】 このグループホームの運営についてこの運営主体の内部で話し合う会議が定期的にありますか。

1 はい → 月 _____ 回
参加メンバー _____

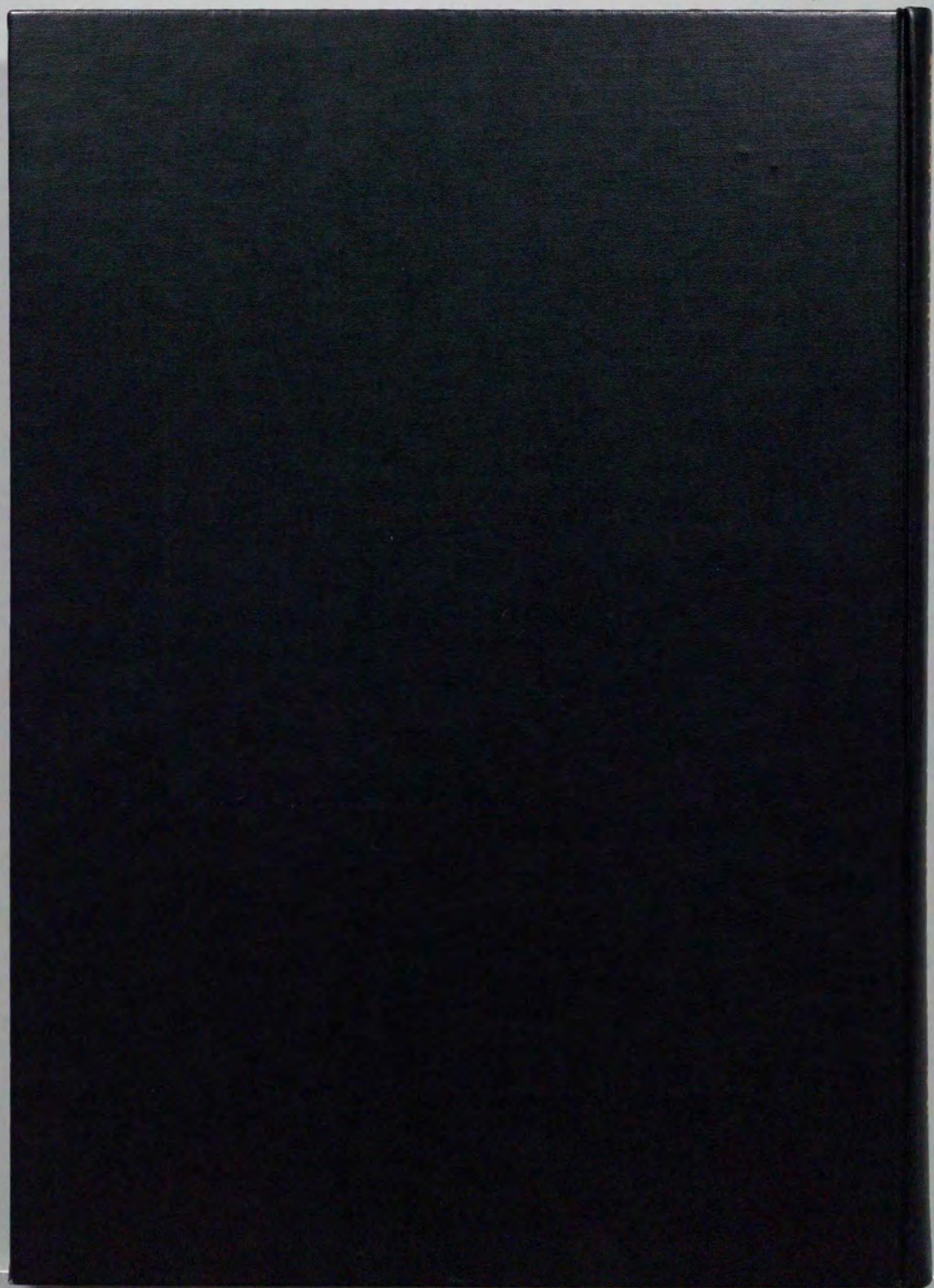
2 いいえ _____

【40】 この運営主体をこえて広がっている世話人やグループホームの連絡、交流組織がありますか。

1 ある → 参加グループホーム数 _____

2 ない → 必要と思いますか。

1 必要である 2 必要でない 3 その他 (_____)



inches
cm
1 2 3 4 5 6 7 8
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

